

第2期 魚津市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

魚 津 市

はじめに



このたび、子どもを生き育てやすい環境整備、未来を担う子どもたちの健やかな成長を目的として、令和2年度から5年間の計画期間とした「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第1期計画期間内には、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化、市立西布施保育園の令和元年度末での閉園、令和2年4月の市立住吉保育園と民間保育所との統合による民営化、また、小学校統合に伴い住吉・上中島・松倉放課後児童クラブが統合し、新たに星の杜放課後児童クラブとしての運営開始など、本市の児童福祉の環境は少しずつ変化しております。

このような状況の中、本市においても少子化により児童数が減少している中、女性の社会進出や雇用状況の変化により、入所児童の低年齢化に加え、多様な保育需要・子育て支援ニーズが求められており、保育士等人材の確保や、計画的に児童福祉施設適正配置等に取り組む必要があります。同時に、誰もが安心して子育てできる環境を整えるためには、相談しやすい体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進など社会全体の取り組みや働き手の意識改革が欠かせません。社会全体が心をつなげて、子どもが犠牲になることのないよう、当面する課題への取り組みを加速していきたいと考えております。

子どもは地域の宝であり、親や周囲の大人たちの愛情に包まれて成長していきます。とりわけ、人格形成の基礎となる乳幼児期は、家庭的なあたたかな環境のもと育まれることが望ましいと言われております。子ども・子育て支援法の基本理念である「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」に基づき、家庭で、親子の絆を深め基本的な生活習慣を身に付けさせることができるよう社会全体で子育てを支え合う支援体制の構築をしていきたいと考えております。

終わりに、計画策定にあたりまして、魚津市子ども・子育て会議の委員をはじめ、多くの関係団体や市民の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和2年3月

魚津市長 村 椿 晃

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
第2章 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計による魚津市の状況	4
(1) 人口・世帯の状況	4
(2) 婚姻の状況	7
(3) 児童数・出生の状況	8
(4) 女性の就労状況	9
(5) 保育園・認定こども園・幼稚園の状況	10
(6) 児童扶養手当受給者数の状況	11
2 意向調査結果の概要	12
(1) 意向調査の概要	12
(2) 意向調査結果	13
3 ヒアリング調査結果の概要	30
(1) ヒアリング調査の概要	30
(2) ヒアリング調査結果	30
4 現状・課題をまとめた今後の方向性	35
第3章 計画の基本理念と施策の体系	37
1 計画の基本理念	37
2 計画の性格と施策体系	37
第4章 教育・保育事業等の見込み量と確保の内容	38
1 子ども・子育て支援制度について	38
(1) 保育の必要性の認定	38
2 近年の政策動向について	38
(1) 子ども・子育て支援法の一部改正法（平成28年4月1日施行）	38
(2) 児童福祉法改正（平成28年6月3日公布）による社会的養育に関する抜本的な改正	39
(3) 子育て安心プラン（平成29年6月22日公表）	39
(4) 新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日公表）	39
(5) 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日施行）	39

3	教育・保育提供区域の設定	40
4	教育・保育事業の見込み量と確保の内容	41
	(1) 保育事業	41
	(2) 教育事業	42
5	地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容	43
	(1) 延長保育事業	43
	(2) 地域子育て支援拠点事業	43
	(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	44
	(4) 子育て短期支援事業	47
	(5) 一時預かり事業	47
	(6) 病児保育事業	48
	(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	49
	(8) 乳児家庭全戸訪問事業	49
	(9) 養育支援訪問事業	50
	(10) 利用者支援事業	50
第5章 児童福祉施設等の今後のあり方		51
1	適正配置の基本的な考え方	51
	(1) 施設の適正配置の背景	51
	(2) 適正配置スケジュール	51
2	本市の保育園・認定こども園・幼稚園を取り巻く状況	52
	(1) 市全体の教育・保育施設等の配置	52
	(2) 保育園・認定こども園・幼稚園の園舎の状況	53
	(3) 保育園・認定こども園の入所状況	54
	(4) 幼稚園・認定こども園の入所状況	55
	(5) 保育園・認定こども園・幼稚園の見込み量と提供体制	56
	(6) 小学校の規模適正化計画	57
	(7) 魚津市の児童福祉施設を取り巻く現状と課題	58
3	魚津市の保育園・幼稚園、放課後児童クラブの適正配置の方向性	62
	(1) 公立保育園・幼稚園の閉園、改築・移転新築、民営化等	62
	(2) 教育・保育体制の充実	62
	(3) 放課後児童クラブのあり方	62
第6章 子どもの貧困対策の充実		63
1	子どもの貧困対策の基本的な考え方	63
2	本市の実態と求められている課題	63
	(1) 教育面に関すること	63
	(2) 生活面に関すること	64

(3) 保護者に対する就労支援に関する事	64
(4) 経済面に関する事	64
(5) 支援体制に関する事	64
3 施策の展開	65
(1) 教育の支援	65
(2) 生活の支援	65
(3) 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実	66
(4) 経済的支援	66
(5) 周知の徹底	67
4 推進体制と関係者の役割	68
(1) 推進体制	68
(2) 関係者の役割	68
第7章 子ども・子育て施策の推進	69
基本方針1 教育・保育環境を充実する	69
基本方針2 子育てを支える地域をつくる	74
基本方針3 母と子の健康を支える	78
基本方針4 子どもの生きる力を育む	83
基本方針5 子育てと仕事の両立を支える	86
基本方針6 全ての親子の権利を守る	90
第8章 推進体制	97
1 子ども・子育て会議での計画の評価と点検	97
2 庁内の推進体制	97
3 市民・地域、関係団体等との協働	97
4 広域調整や県との連携	97
参考資料	98

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、確実に少子化が進行しています。一方で、女性の社会進出の拡大に伴い結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢児からの保育ニーズが高まっています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっており、中には、子育てに対する不安感や負担感、孤立感を抱える保護者も少なくありません。このように、子育てをめぐる家庭や地域の状況が大きく変化する中で、安心して子どもを生み、子どもの健やかな育ちと子育てを支援していくことが必要となっています。

国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月からスタートさせました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的充実、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。また、令和元年10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性と子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、少子化対策を推進しています。

本市では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指し、平成27年3月に「魚津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、「ともに育み ともに育つ 元気な“うおづっ子”」をスローガンに、家庭、地域、企業、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

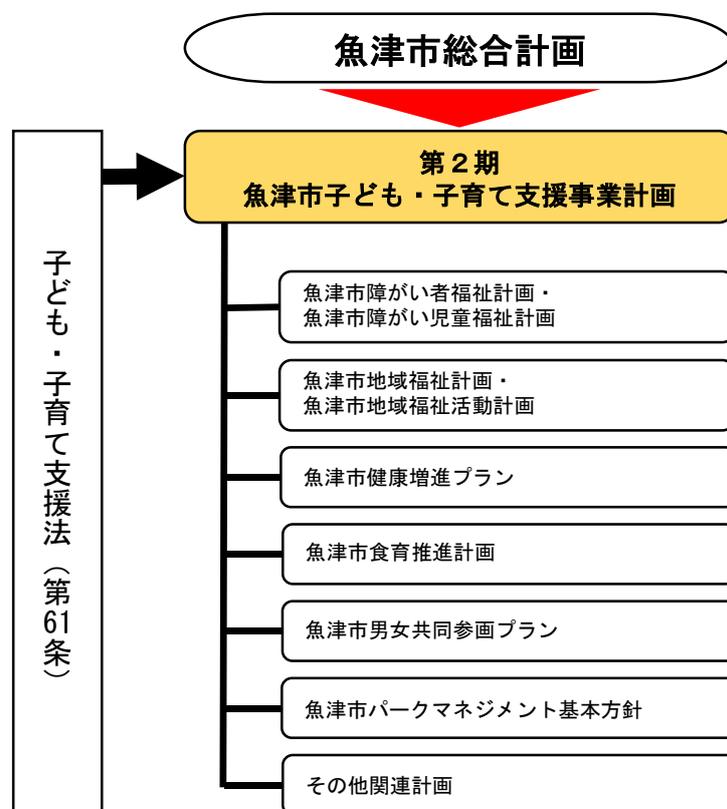
第1期計画期間内における主な成果としては、私立保育所5園が保護者の就労状況に関わりなく子どもを預けることができる認定こども園に移行しました。次に、子どもやその保護者等、または妊娠している方の子育ての総合窓口の役割を担う子育て支援コーディネーターの配置、加えて障がいを持った子どもの相談に対応した特別支援教育コーディネーターの配置など、相談支援体制の構築と連携強化が図られました。また、公立保育園の適正配置については、子どもの保育環境向上を目指し、住吉保育園を民営化し、魚津にじいろこども園として開設すること、西布施保育園を令和2年3月末で閉園すること等の取り組みがあげられます。

この度、第1期計画が平成31年度で最終年度を迎えることから、第1期計画の取り組みの進捗状況及び成果を踏まえ、本市を取り巻く現状と課題等に対応した更なる子育て支援の充実を図るため、「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子育て環境の充実に取り組めます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

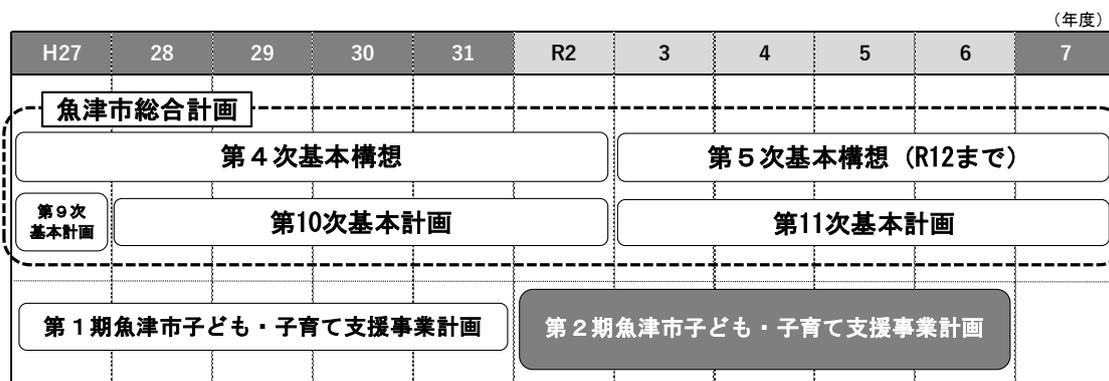
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づくとともに、第1期計画における成果や課題を踏まえ、今後の本市における子ども・子育て支援施策の目指すべき方向性を示す指針として位置づけるものです。

また、本計画は、上位計画である「魚津市総合計画」や、その関連分野計画との整合及び連携を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、「魚津市子ども・子育て会議」を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。

第2章 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状

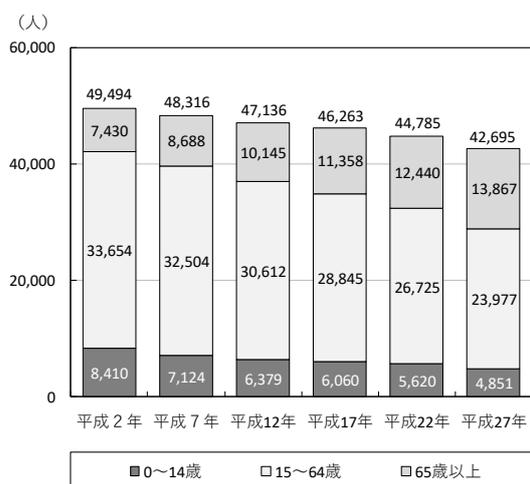
1 統計による魚津市の状況

(1) 人口・世帯の状況

年齢3区分の人口推移をみると、総人口は減少し続けています。年少（0～14歳）人口と生産年齢（15～64歳）人口が減少しているのに対して、高齢（65歳以上）人口は増加を続けており、平成27年で高齢化率（高齢者人口割合）は32.5%と、平成22年よりも5ポイント近く上昇しています。

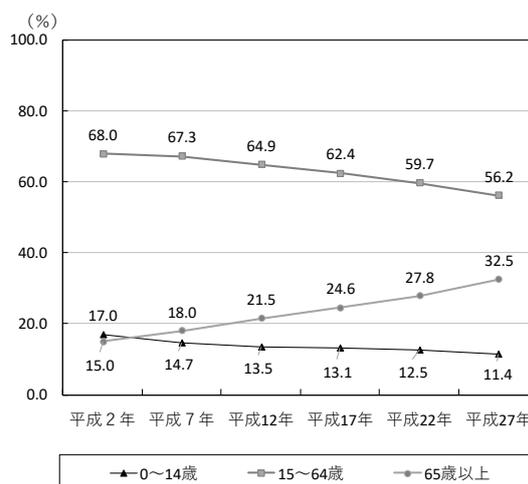
人口ピラミッドでみると、いわゆる団塊世代、団塊ジュニアの世代が多いのに対し、20歳代の若い世代は少なく、今後の出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

■年齢3区分人口の推移



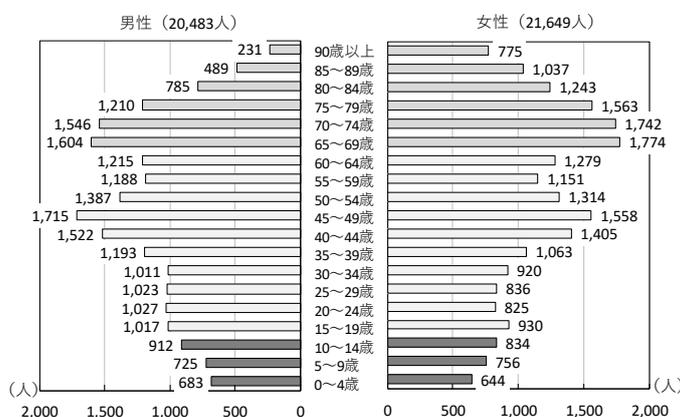
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

■人口ピラミッド（平成31年1月1日現在）



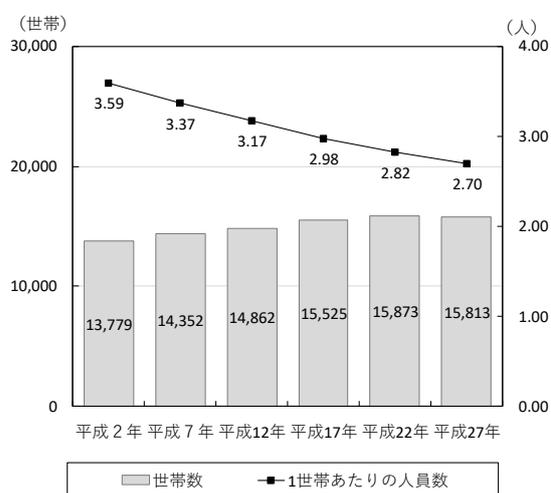
資料：住民基本台帳

世帯数・1世帯あたり人員数の推移をみると、「世帯数」は平成22年まで増加し続け、平成27年には若干減少しています。一方で、「1世帯あたり人員数」は減少し続けており、平成27年には2.70人と、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

家族類型別世帯割合の推移をみると、「核家族以外の親族世帯」の割合が大きく減少する一方で、「単独世帯」が大きく増加し、平成27年には27.8%を占めています。

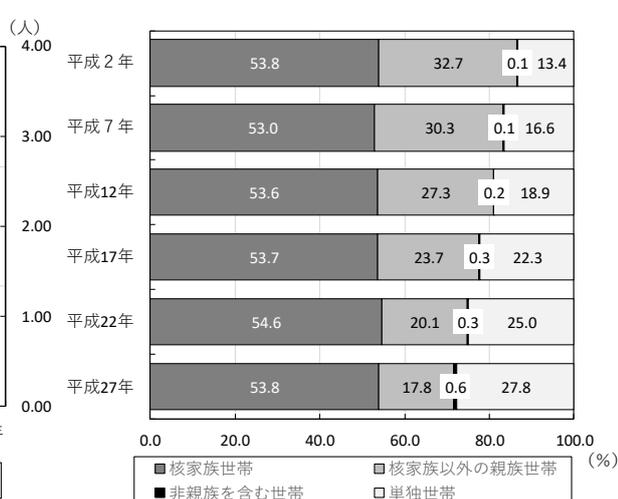
核家族世帯の内訳をみると、出生数の減少や高齢化の進行に伴い、「夫婦のみの世帯」の割合が増加し、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少しています。また、ひとり親世帯の割合も年々増加し、特に、「女親と子どもからなる世帯」が増加しており、平成27年には15.8%となっています。

■世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■家族類型別世帯割合の推移



資料：国勢調査

■核家族世帯の内訳

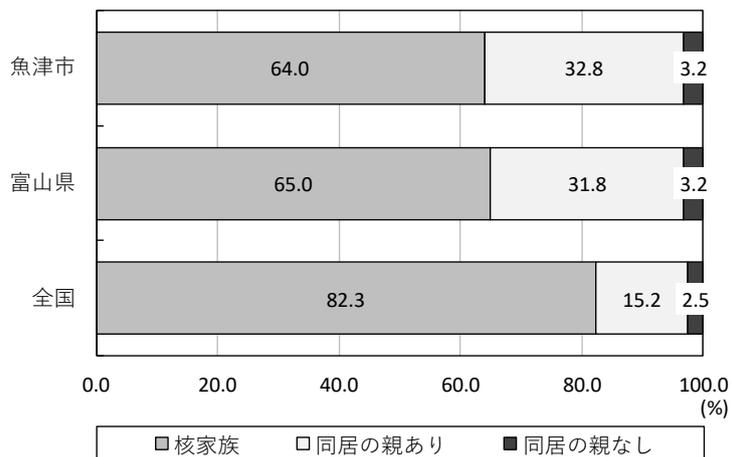
単位 (%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみの世帯	25.0	28.9	31.9	34.0	34.0	34.7
夫婦と子どもからなる世帯	62.4	57.5	53.5	50.4	49.1	46.8
男親と子どもからなる世帯	2.0	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7
女親と子どもからなる世帯	10.6	11.3	12.3	13.5	14.5	15.8

資料：国勢調査

子どものいる世帯の状況をみると、全国と比較して「同居の親あり」の割合が高く、県とほぼ同値となっています。

■子どものいる世帯の状況（平成 27 年 国・県比較）



資料：国勢調査

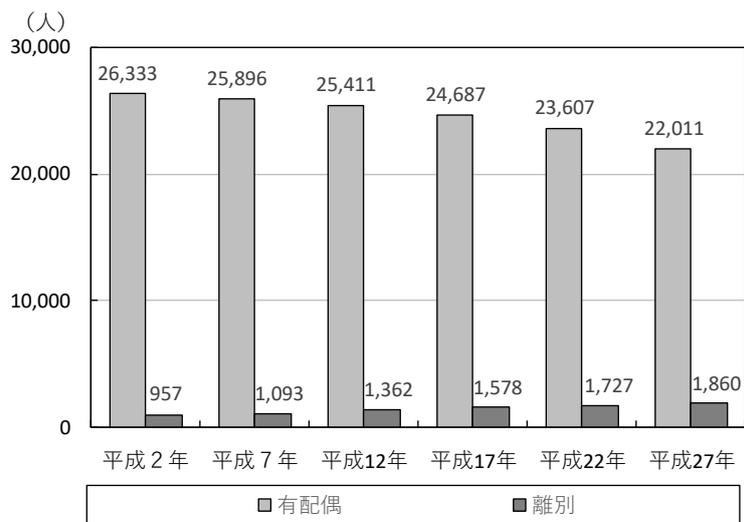


(2) 婚姻の状況

有配偶者・離別者数の推移をみると、「有配偶」の人数は減少傾向にあり、一方で、「離別」の人数は増加しています。

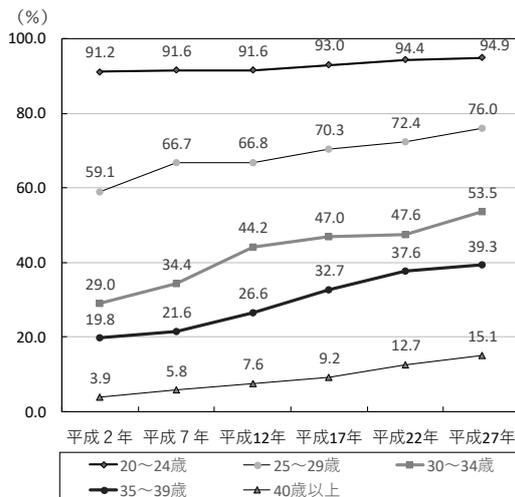
未婚率の推移をみると、男女ともにいずれの年代でも増加しています。30～34歳の年代をみると、平成27年には男性で53.5%、女性で36.8%となっています。

■有配偶者・離別者数の推移



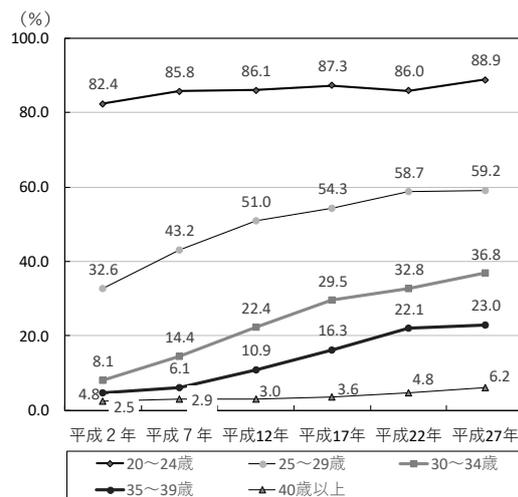
資料：国勢調査

■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

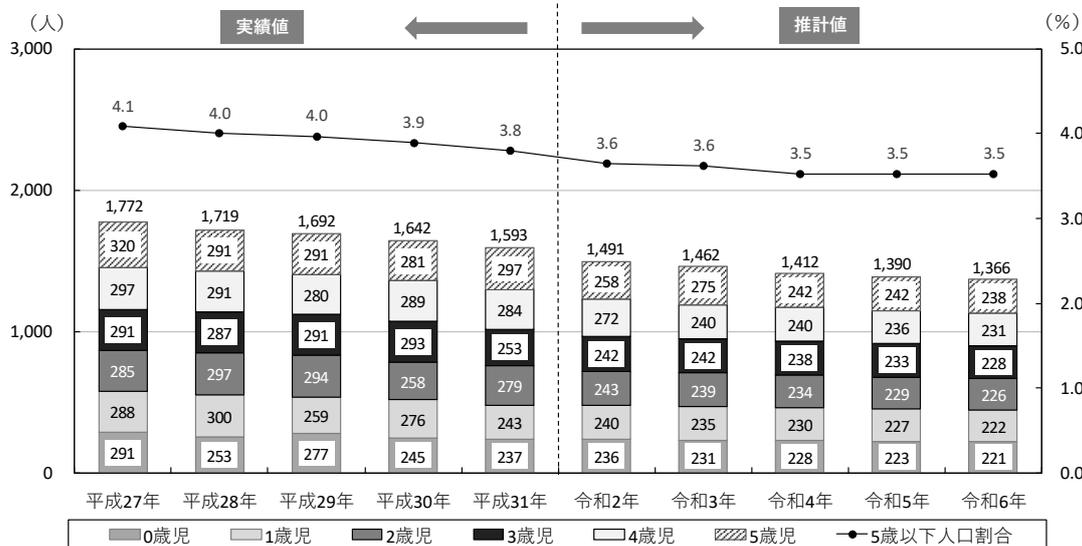
(3) 児童数・出生の状況

5歳以下人口の推移と推計をみると、平成31年から令和6年にかけて、さらに約15%減少する見込みとなっています。

出生数・出生率の推移をみると、出生数・出生率ともに減少傾向となっており、出生率は、全国・県より低い値で推移しています。

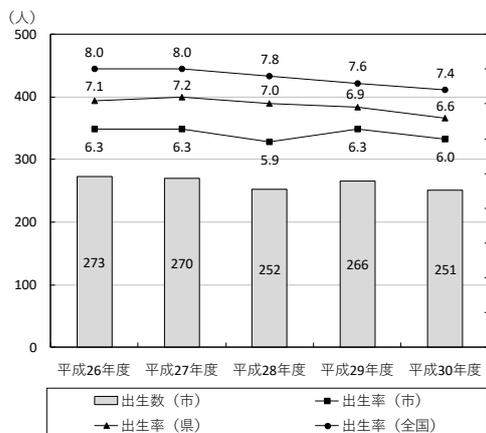
合計特殊出生率の推移をみると、平成29年度には1.51と全国より高い値となったものの、平成30年度には1.35と全国・県より低い値となっています。

■ 5歳以下人口の推移と推計



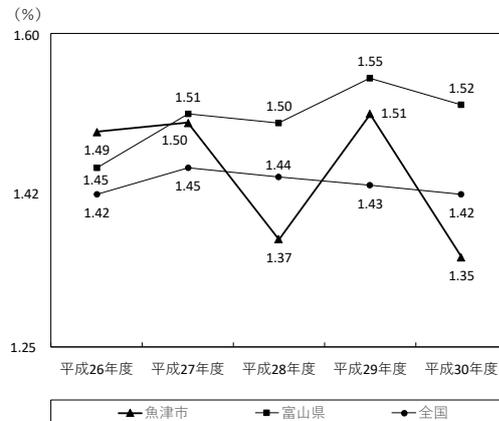
資料：魚津市年齢別統計表（各年4月1日）、魚津市統計
推計値は平成29年と平成30年の変動率を基に算出

■ 出生数・出生率の推移



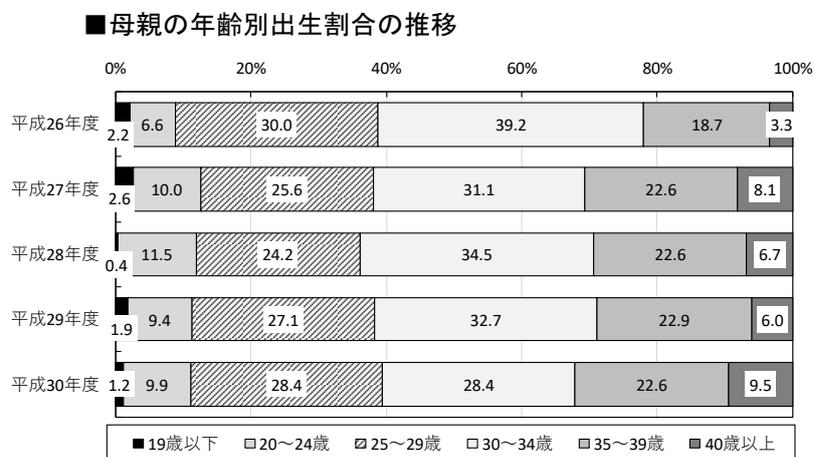
資料：人口動態調査

■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査・魚津市統計

母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成30年度では20歳代後半と30歳代前半がそれぞれ28.4%を占めています。

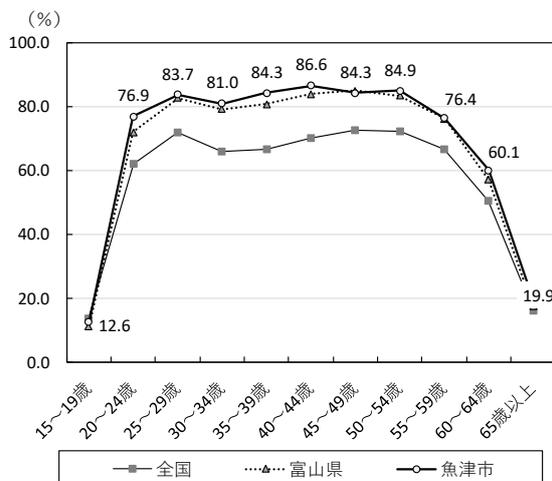


資料：人口動態調査・魚津市こども課

(4) 女性の就労状況

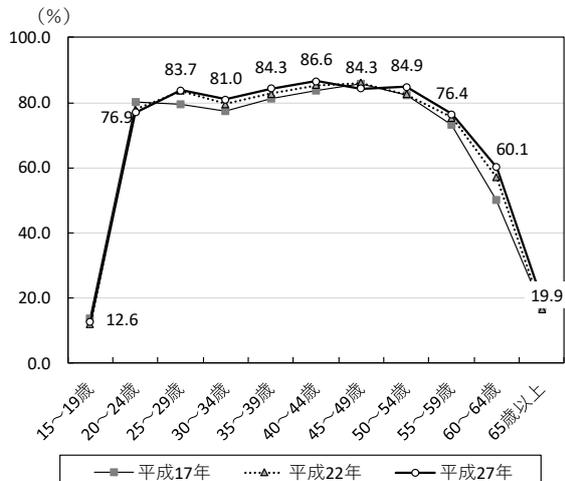
女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代後半にかけて、結婚・出産等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いているものの、全国・県と比較すると、県と同様、M字の谷の部分の部分が浅くなっています。また、県と比較しても、本市は特に女性の労働力率が高くなっています。一方で、女性の労働力率を平成17年・平成22年と比較すると、M字の谷の部分の部分が若干上がってきているのがわかります。

■ 女性の労働力率 (H27 国・県比較)



資料：国勢調査

■ 女性の労働力率 (魚津市 H17・H22・H27 国・県比較)

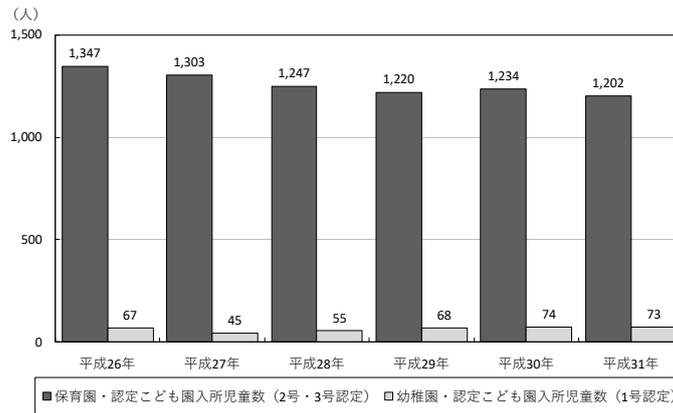


資料：国勢調査

(5) 保育園・認定こども園・幼稚園の状況

保育園・認定こども園・幼稚園入所児童数の推移をみると、出生数の減少に伴い、保育園・認定こども園の入所児童数（2号・3号認定）は減少しています。一方、幼稚園・認定こども園入所児童数（1号認定）は若干増加しています。

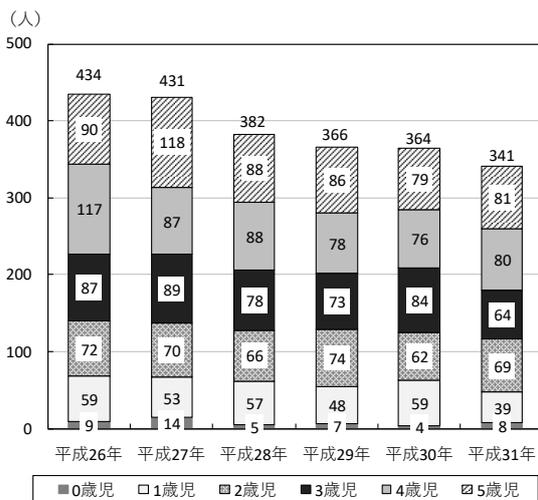
■ 保育園・認定こども園・幼稚園入所児童数の推移



資料：魚津市こども課（各年4月1日）

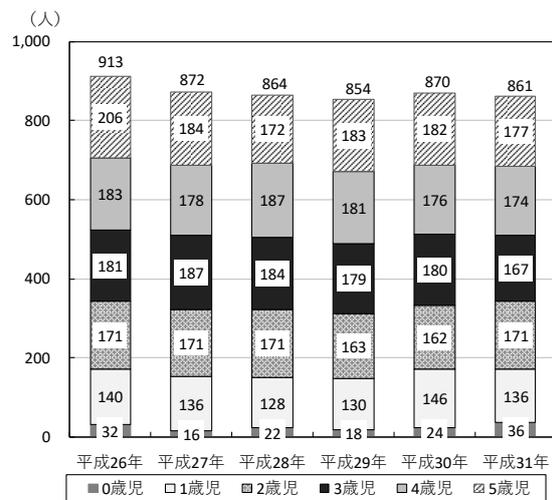
保育園の状況をみると、公立保育園では入所児童数が減少しており、私立保育園・認定こども園でも若干の減少傾向にあります。年齢別にみると、公立保育園においては、平成26年と比較して平成31年では全ての年齢で減少しています。私立保育園・認定こども園では、3歳未満児の割合が若干高くなり、平成31年では約4割を占めています。

■ 公立保育園入所児童数の推移



資料：魚津市こども課（各年4月1日）

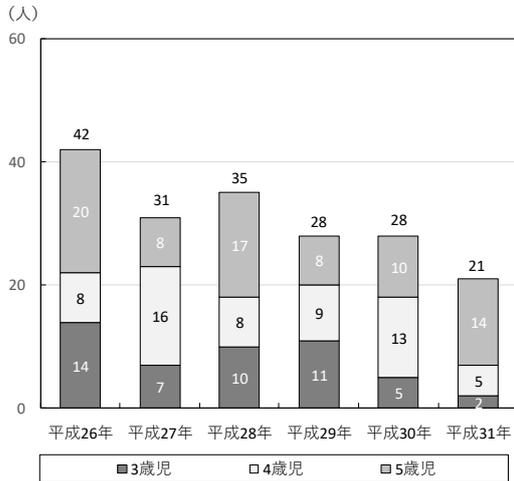
■ 私立保育園・認定こども園入所児童数の推移



資料：魚津市こども課（各年4月1日）

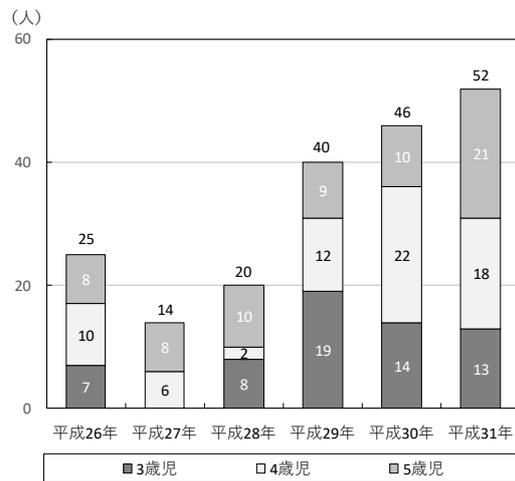
幼稚園の状況を見ると、公立幼稚園では減少傾向にあるものの、私立幼稚園・認定こども園では平成27年以降、増加傾向にあります。

■公立幼稚園入所児童数の推移



資料：魚津市こども課（各年4月1日）

■私立幼稚園・認定こども園入所児童数の推移

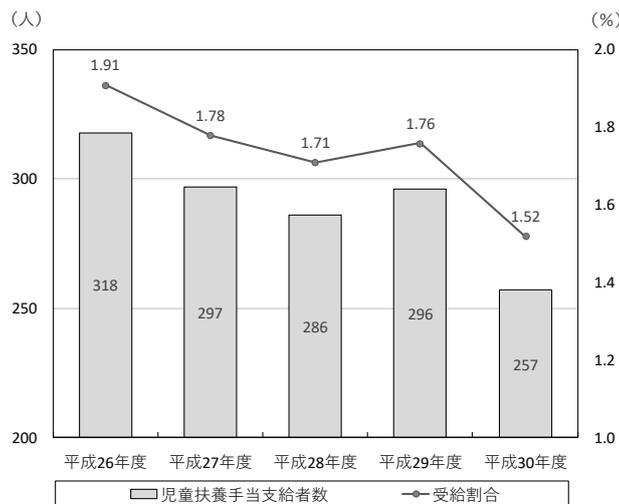


資料：魚津市こども課（各年4月1日）

（6）児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数の推移を見ると、近年は減少しており、平成30年度には257人、需給割合では1.52%となっています。

■児童扶養手当受給者数及び需給割合の推移



資料：魚津市こども課（各年度3月31日現在）

2 意向調査結果の概要

(1) 意向調査の概要

本調査は、子育て家庭を対象に、子育て家庭の生活実態や子ども・子育てに関する要望・意見、また、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向を把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項目	内容
調査地域	魚津市全域
調査対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 魚津市内在住の「未就園児及び市外通園児」をお持ちの世帯・保護者・ 魚津市内在住の「市内通園児」をお持ちの世帯・保護者・ 魚津市内在住の「小学生児童」(以下、「小学生」という。)をお持ちの世帯・保護者・ 魚津市内在住の「中学生」本人
調査期間	平成30年11月16日(金)～11月26日(月)
調査方法	園及び学校にて調査票配布・回収、または郵送による調査票の配布・回収による回答
配布・回収	<ul style="list-style-type: none">・ 未就園児・市外通園児 217件(回収率:54.0%) うち未就園児183件、市外通園児34件・ 市内通園児 1,208件(回収率:84.1%)・ 小学生児童 1,674件(回収率:90.0%)・ 中学生 1,042件(回収率:96.0%)

※図表中に「N」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

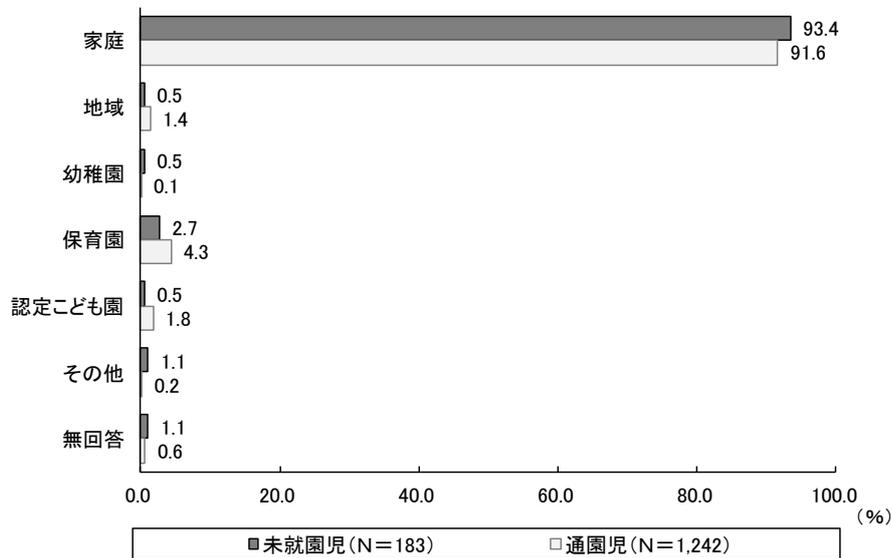
※調査結果における「通園児」(1,242件)は、「市内通園児」(1,208件)と「市外通園児」(34件)を合わせたものです。

(2) 意向調査結果

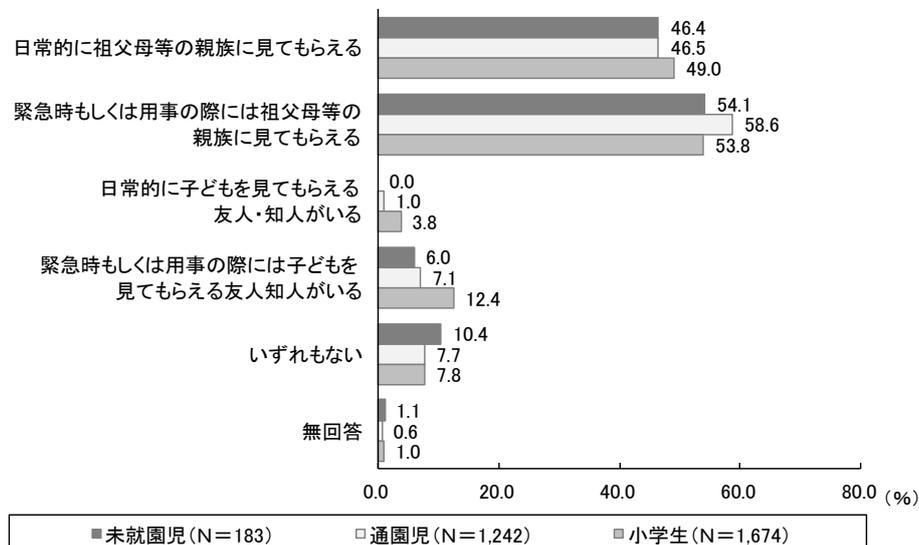
①子どもの育ちをめぐる環境について

- ・ 子育てや教育に影響すると思われる環境について、未就園児、通園児ともに「家庭」を選択する割合が90%を超えています。
- ・ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就園児、通園児、小学生ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」と回答した割合が最も高くなっています。一方で、「いずれもない」と回答した割合では、未就園児が10.4%と通園児、小学生よりも高くなっています。

■子育てや教育に影響すると思われる環境



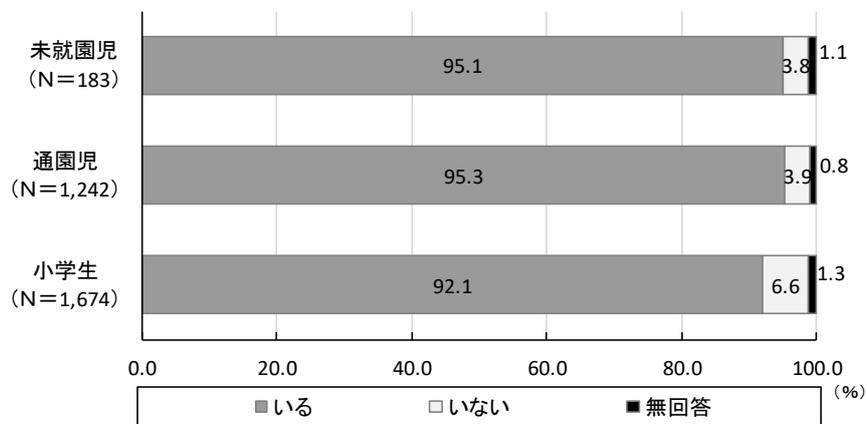
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無



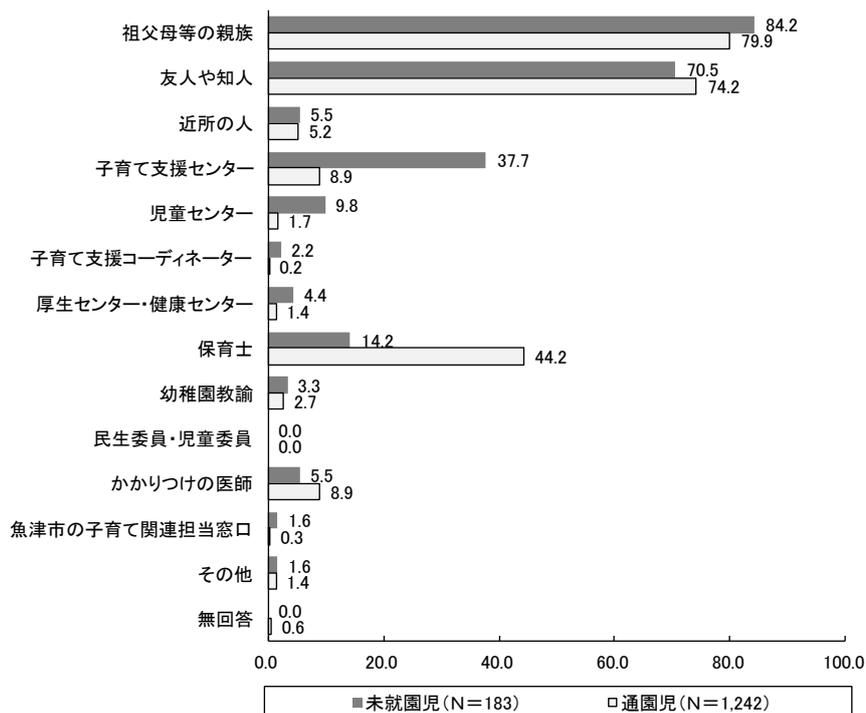
②子育てに関する相談について

- ・ 子育てに関する悩みを相談できる人の有無について、未就園児、通園児、小学生ともに「いる」が90%以上を占めているものの、「いない」と回答した割合も少数みられ、小学生では6.6%となっています。
- ・ 悩みを相談できる人が「いる」と回答した人の相談先について、「祖父母等の親族」「友人や知人」といった項目が高く、身近な人に相談する傾向がうかがえます。また、未就園児では「子育て支援センター」、通園児では「保育士」が比較的高くなっています。

■子育てに関する悩みを相談できる人の有無

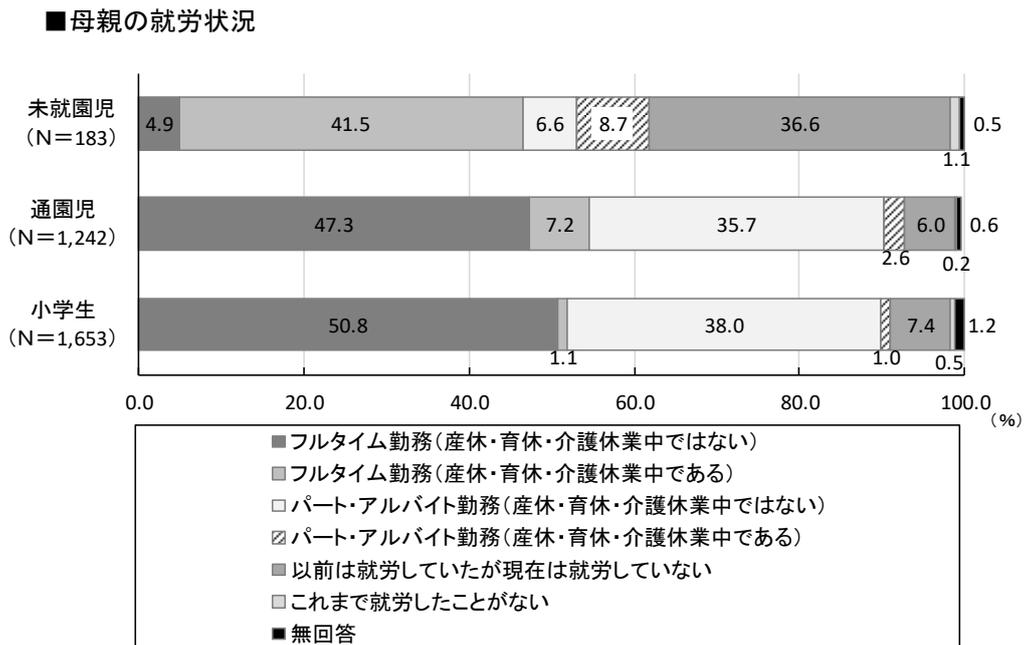


■【相談先がある人】悩みの相談先（複数回答）



③保護者の就労状況について

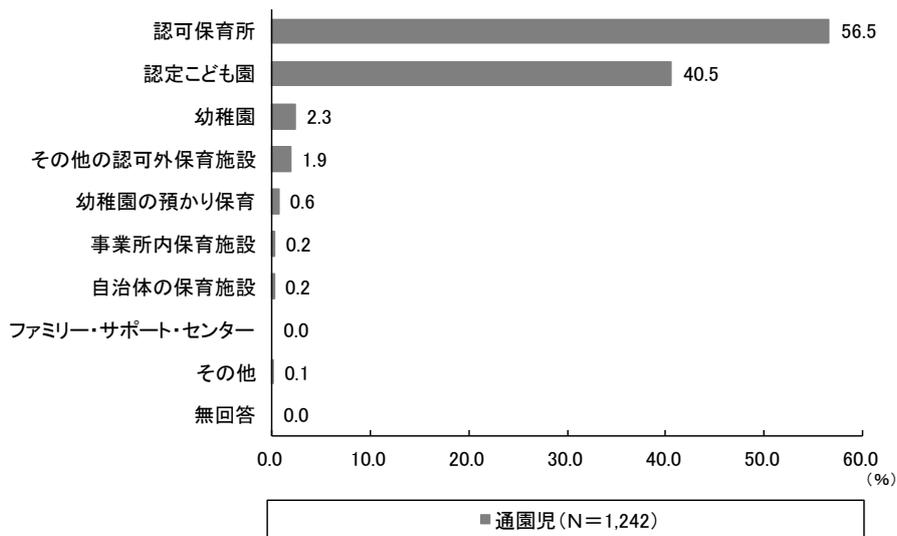
- 母親の就労状況について、「フルタイム勤務（産休・育休・介護休業中ではない）」、「パート・アルバイト勤務（産休・育休・介護休業中ではない）」ともに、小学生では未就園児、通園児と比較して高くなっており、子どもが大きくなるにつれ、母親の就労が進んでいる現状がうかがえます。未就園児では、「フルタイム勤務（産休・育休・介護休業中である）」が41.5%を占める一方で、「以前は就労していたが現在は就労していない」が36.6%を占めています。



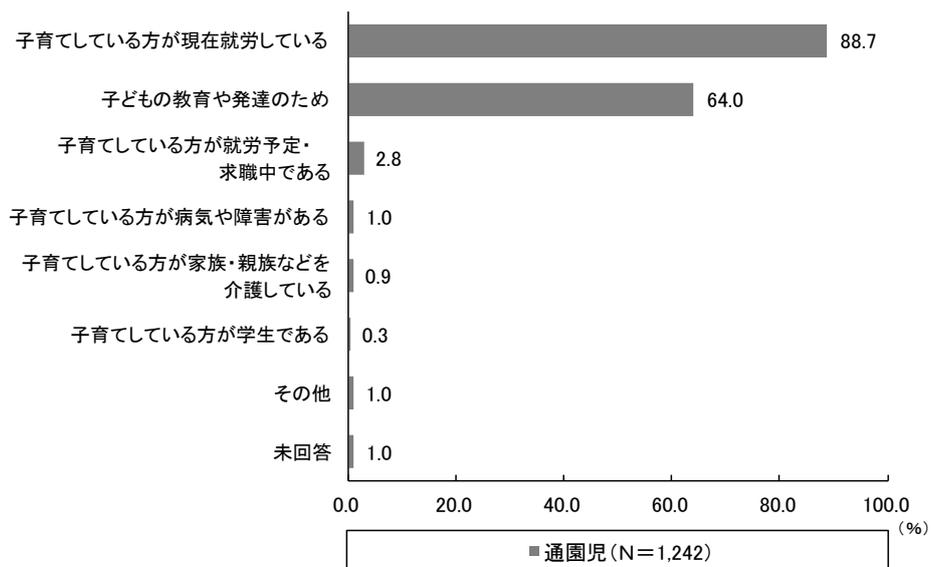
④平日の定期的な保育園・認定こども園・幼稚園等の利用状況について

- ・ 利用している施設やサービスの内容は、「認可保育所」が56.5%と最も高く、次いで「認定こども園」が40.5%となっています。
- ・ 保育園・認定こども園・幼稚園等の利用理由は、「子育てしている方が現在就労している」が88.7%となっています。

■利用している施設やサービスの内容

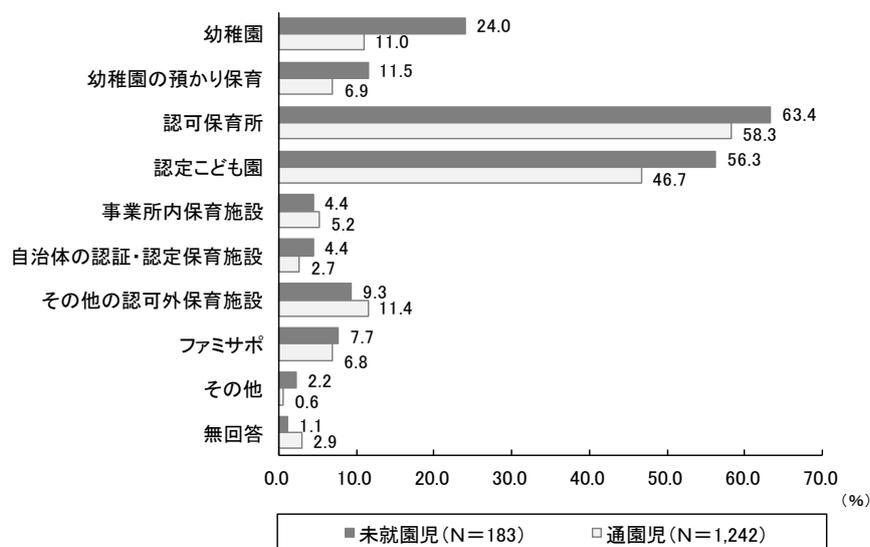


■保育園・認定こども園・幼稚園等の利用理由

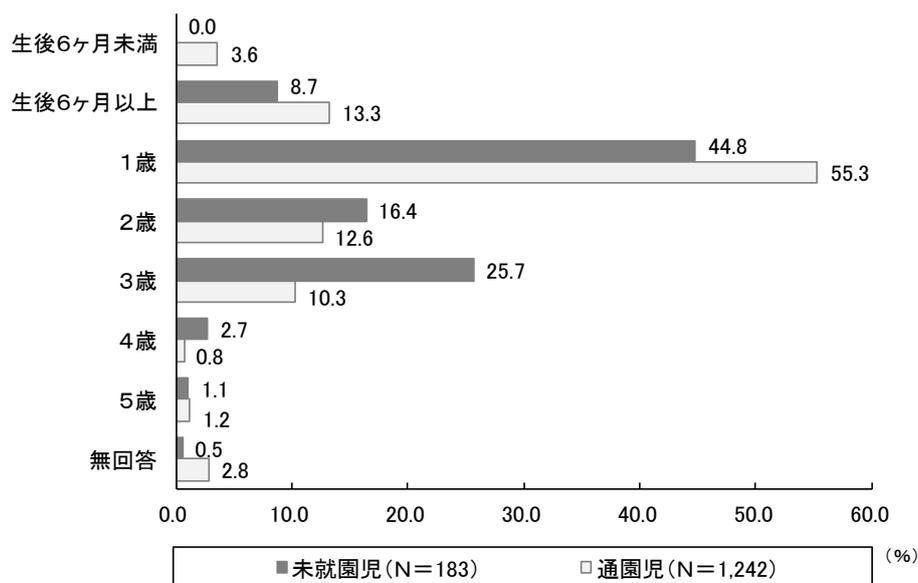


- ・ 今後、平日に定期利用したいと考える事業は、「認可保育所」が未就園児で63.4%、通園児で58.3%と最も高く、次いで「認定こども園」が未就園児で56.3%、通園児で46.7%となっています。
- ・ いくつになったら利用したいと思うかという問いに対して、「1歳」が未就園児で44.8%、通園児で55.3%となっています。

■今後、平日に定期利用したいと考える事業



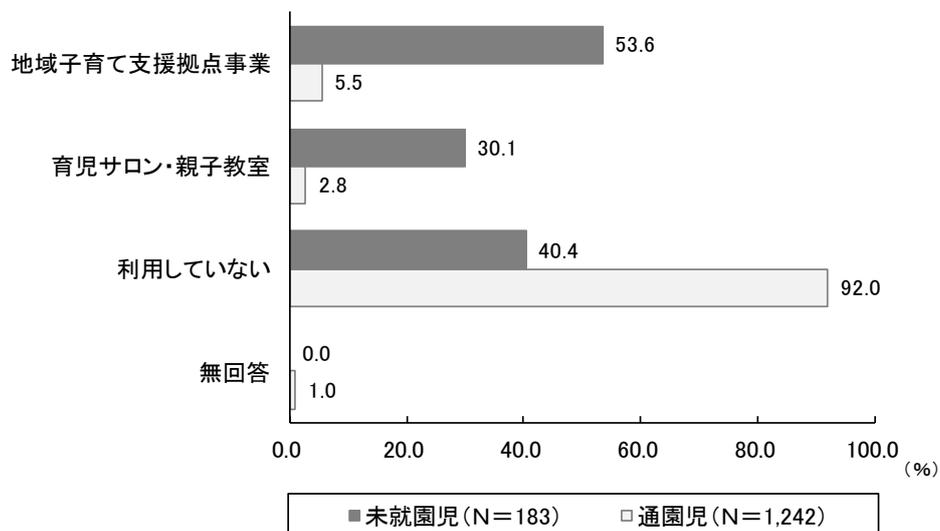
■平日に定期利用したいと思う年齢



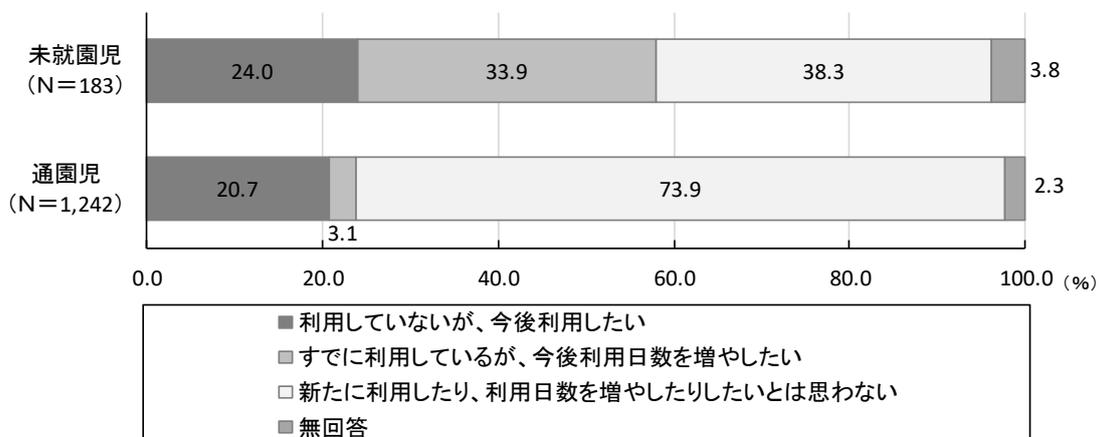
⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況について

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、未就園児では「地域子育て支援拠点事業」が53.6%、通園児では「利用していない」が92.0%と最も高くなっています。
- ・ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が、未就園児で38.3%、通園児で73.9%と最も高く、次いで未就園児では「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が33.9%、通園児では「利用していないが、今後利用したい」が20.7%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況



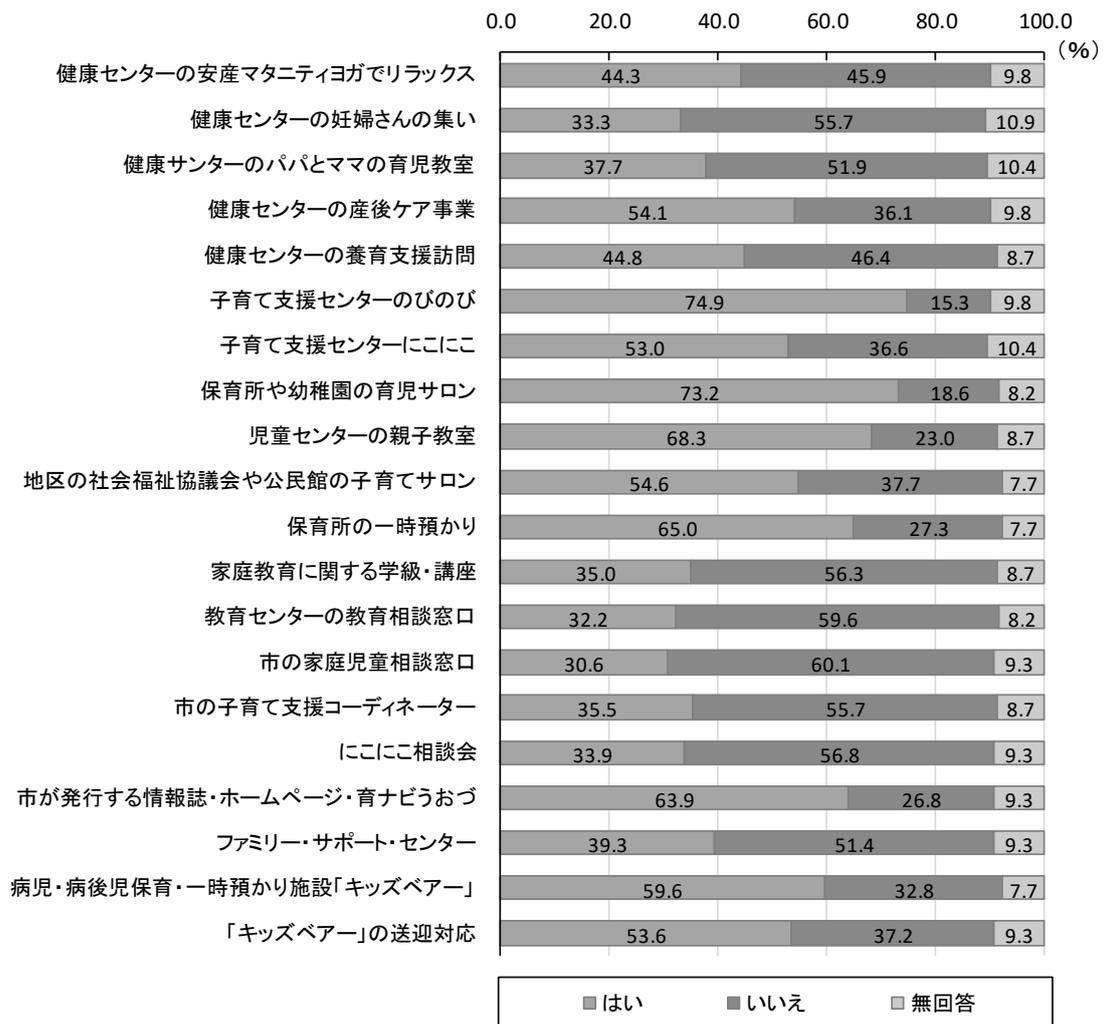
■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



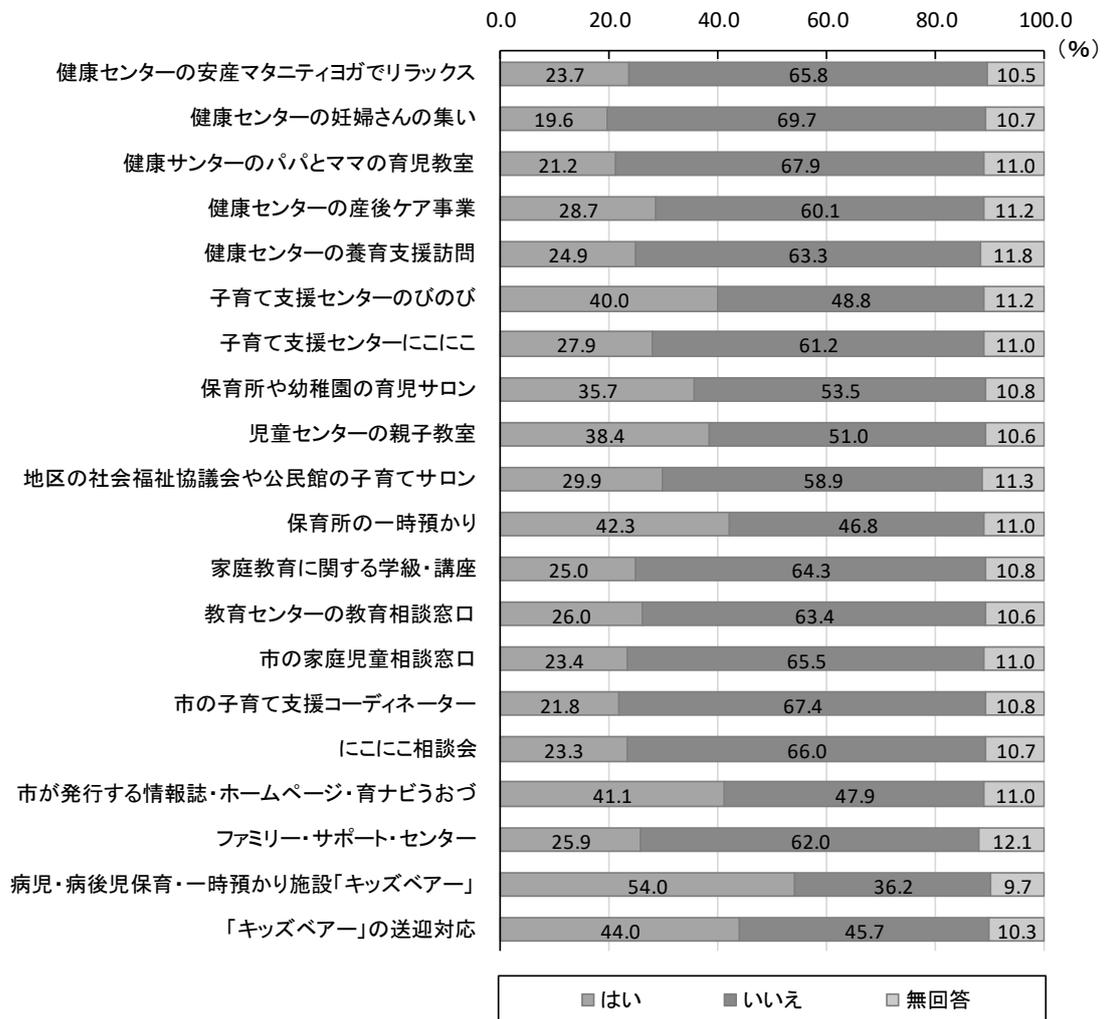
- 子育て支援事業の利用意向は、未就園児では「子育て支援センターのびのび」が74.9%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園の育児サロン」が73.2%となっています。通園児では『病児・病後児保育・一時預かり施設「キッズベアー」』が54.0%と最も高く、次いで『「キッズベアー」の送迎対応』が44.0%となっています。

■子育て支援事業の利用意向

【未就園児（N=183）】



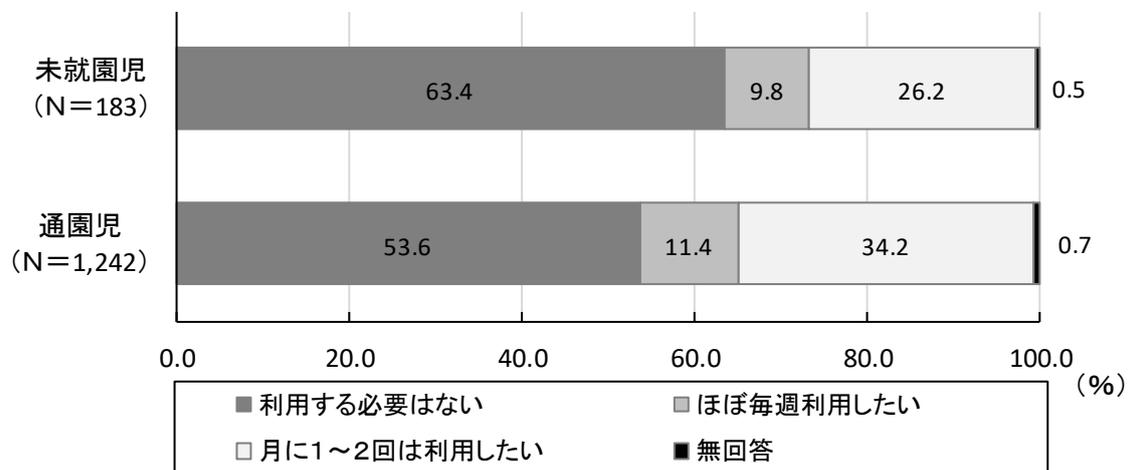
【通園児（N=1,242）】



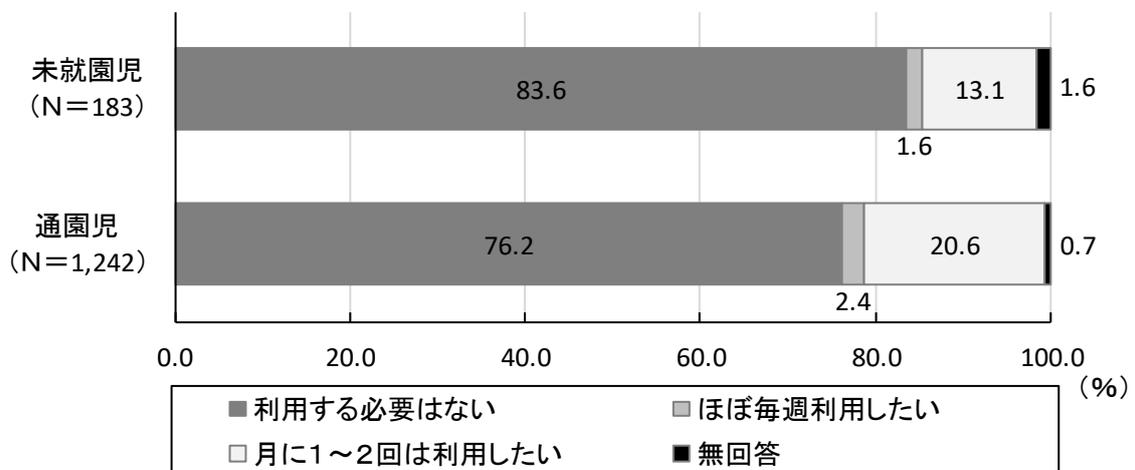
⑥土曜・休日や長期休暇中の保育園・認定こども園・幼稚園等の利用希望について

- ・ 土曜・日曜の定期的な教育・保育事業の利用希望については、土曜日の「利用意向あり」（「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた割合）が、未就園児で36.0%、通園児で45.6%となっています。日曜日の「利用意向あり」は、未就園児で14.7%、通園児で23.0%となっています。
- ・ 幼稚園を利用している人の中で、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「利用希望あり」（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」「休みの期間中、週に数日利用したい」を合わせた割合）は、80.0%となっています。

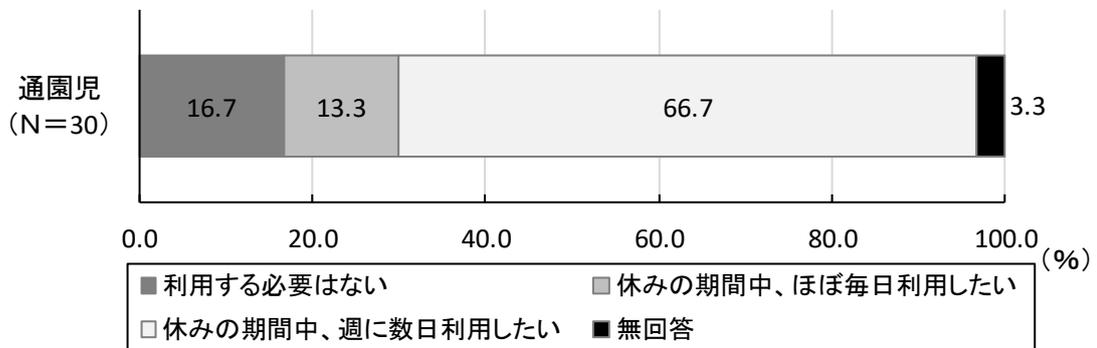
■土曜日の教育・保育事業の利用希望



■日曜日の教育・保育事業の利用希望



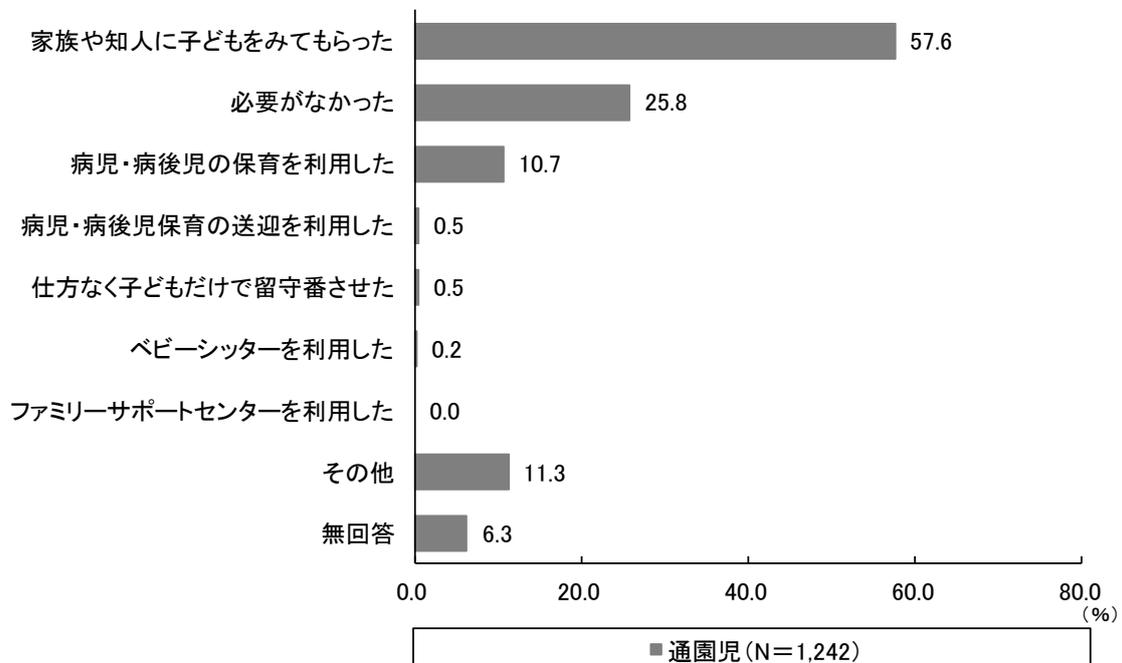
■夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の保育園・認定こども園等の利用希望



⑦子どもの病気の際の対応について

- 子どもが病気やケガ等で普段利用している施設やサービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてみると、通園児では「家族や知人に子どもをみてもらった」が57.6%と最も高く、次いで「必要がなかった」が25.8%となっています。

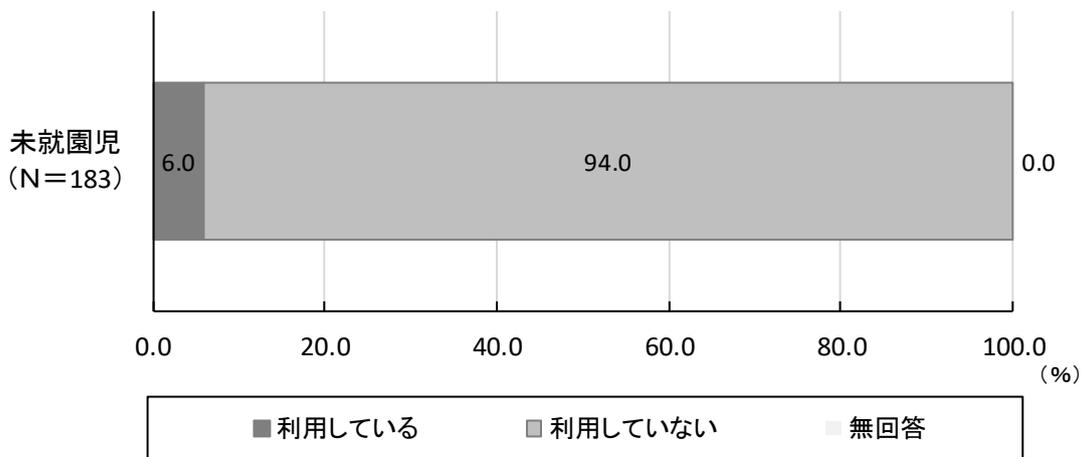
■子どもが病気をした際の対処方法



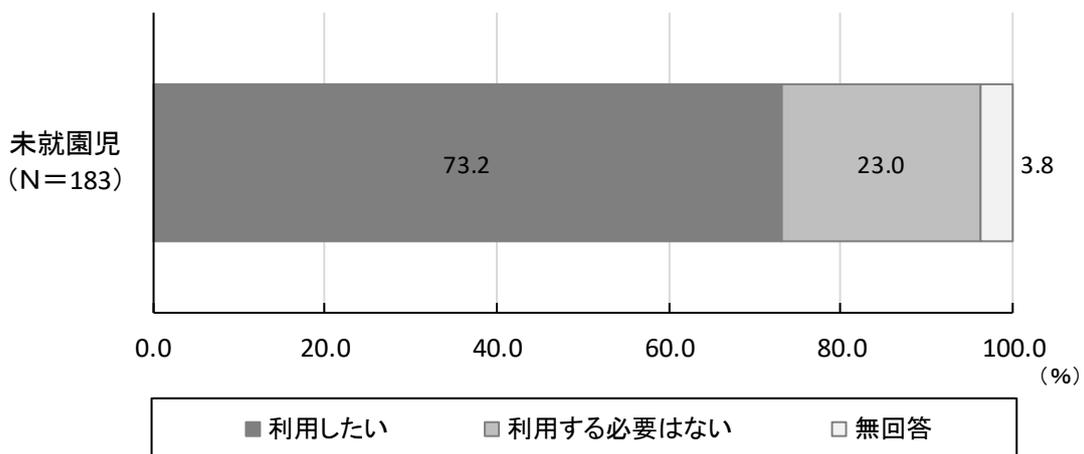
⑧保育園・認定こども園・幼稚園等の不定期な利用や一時預かり等の利用について

- ・ 保護者の用事等により不定期に利用しているサービスについては、「利用していない」が94.0%、「利用している」が6.0%となっています。
- ・ 保護者の用事等で不定期に利用する必要があるサービスの利用希望については、「利用したい」が73.2%、「利用する必要はない」が23.0%となっています。

■保護者の用事等により不定期に利用しているサービス



■一時預かりやファミリー・サポート・センター等のサービスの利用希望

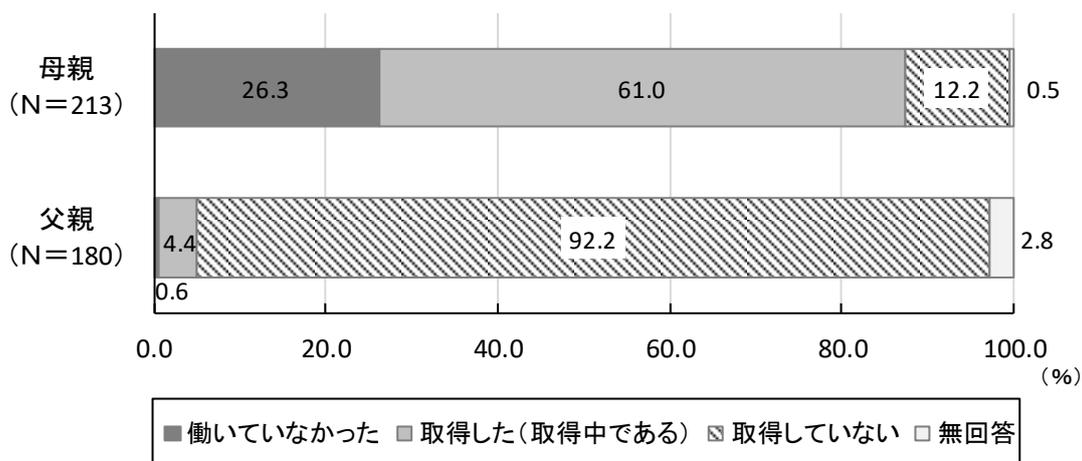


⑨育児休業等職場の両立支援制度について

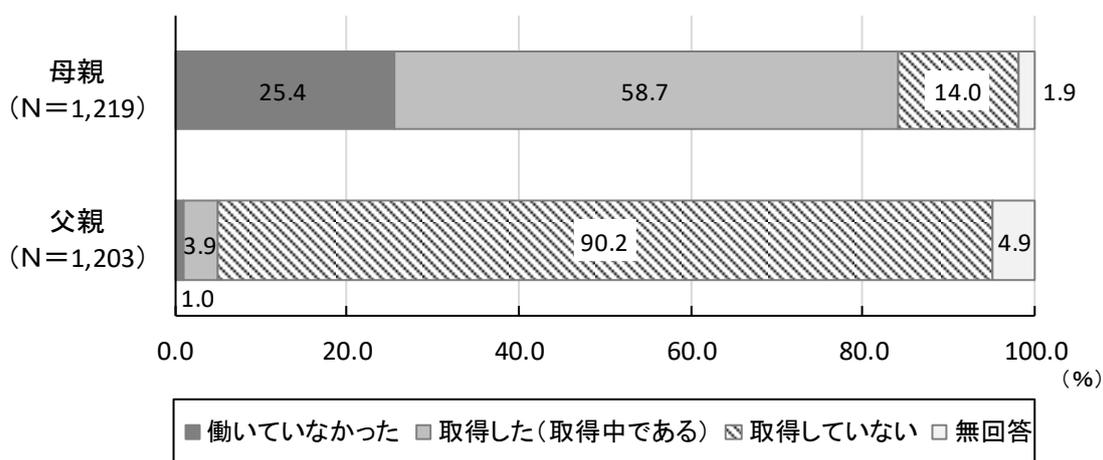
- 子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況について、未就園児、通園児ともに母親では「取得した（取得中である）」が約6割となっている一方で、父親では5%未満と母親と比べて大幅に低くなっています。

■ 育児休業取得状況

【未就園児】



【通園児】



- ・ 育児休業を取得できなかった理由について、未就園児、通園児ともに、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」または「自営業だから」が高くなっています。一方、父親では「配偶者が育児休業を利用した」が約45%と最も高く、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を回答した人の割合も高くなっています。

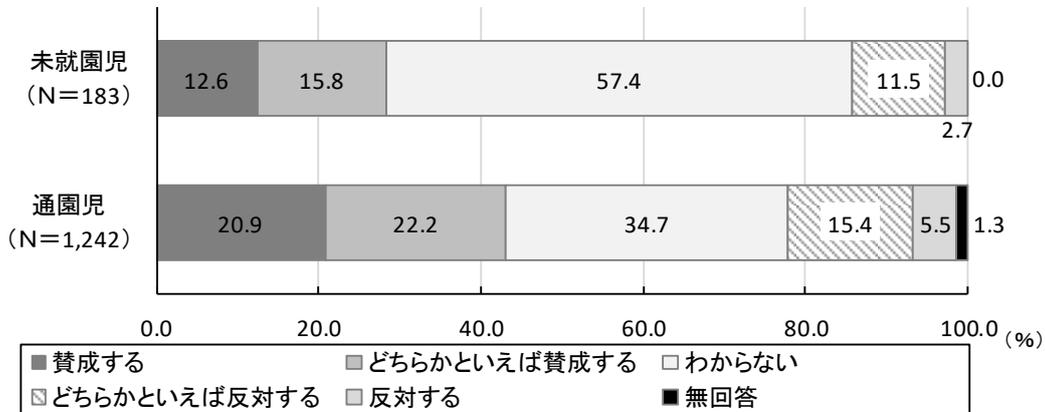
■取得できなかった理由

	母親		父親	
	未就園児 (N=22)	通園児 (N=171)	未就園児 (N=166)	通園児 (N=1,056)
第1位	自営業だから (45.5%)	子育てや家事に専念 するため退職した (33.3%)	配偶者が育児休業 を利用した (47.0%)	配偶者が育児休業 を利用した (45.4%)
第2位	子育てや家事に専 念するため退職し た (22.7%)	自営業だから (24.6%)	仕事が忙しかった (38.6%)	仕事が忙しかった (38.3%)
第3位	職場に育児休業の 制度がなかった (22.7%)	職場に育児休業の制 度がなかった (10.5%)	職場に育児休業を 取りにくい雰囲気 があった(30.1%)	職場に育児休業を 取りにくい雰囲気 があった(33.1%)

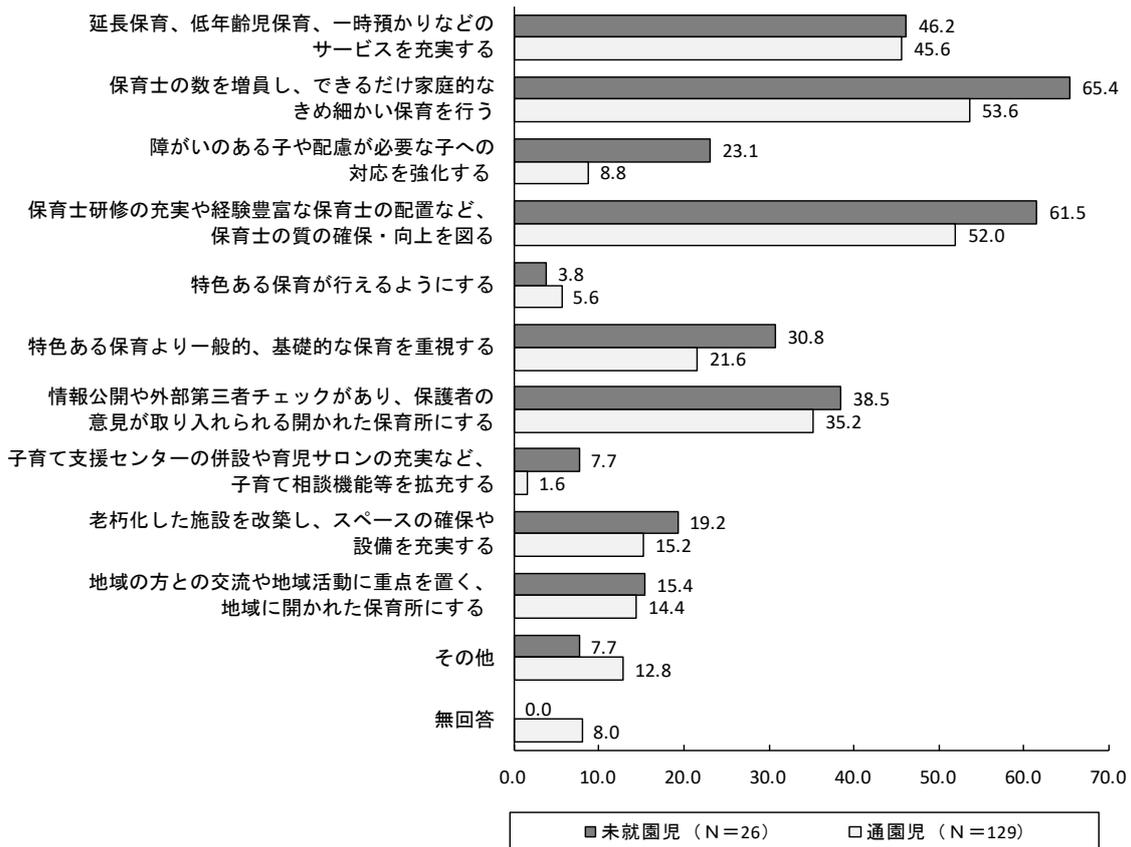
⑩保育園、認定こども園・幼稚園等に対する考え方について

- ・ 公立保育園の民営化について、「賛成する」(「賛成する」「どちらかといえば賛成する」を合わせた割合)が未就園児は28.4%、通園児は43.1%、「反対する」(「反対する」「どちらかといえば反対する」を合わせた割合)が未就園児は14.2%、通園児は20.9%となっています。
- ・ 公立保育園の民営化に反対する人の中で、民営化にあたっての条件は、未就園児・通園児の保護者ともに、「保育士の数を増員し、できるだけ家庭的なきめ細かい保育を行う」が最も高くなっています。
- ・ 園児数の減少に伴う公立保育園の閉園について、「賛成する」(「賛成する」「どちらかといえば賛成する」を合わせた割合)が未就園児で44.3%、通園児で43.2%となっており、「反対する」(「反対する」「どちらかといえば反対する」を合わせた割合)が未就園児で30.6%、通園児で21.2%となっています。

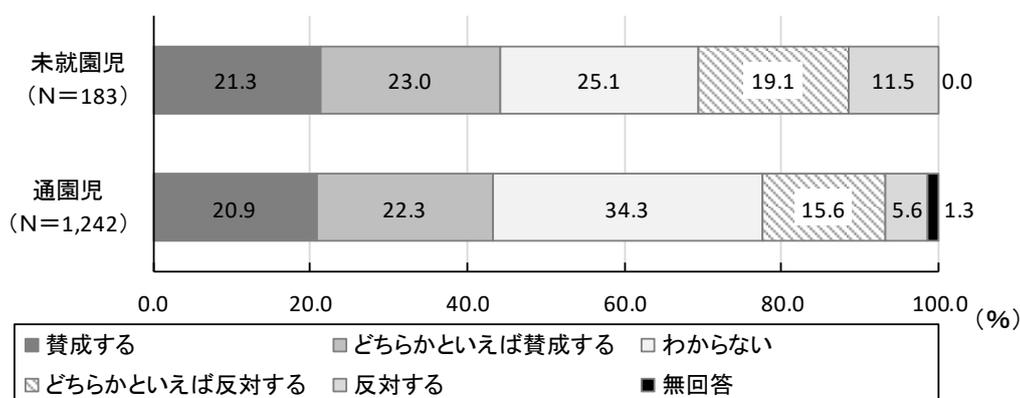
■ 公立保育園の民営化について



■ 公立保育園の民営化にあたっての条件



■公立保育園の閉園について



⑪子育て全般について

- 子どもを健やかに育むため、地域で必要だと思う取り組みについてみると、未就園児、通園児、小学生の全てで「地域内での子どもの安全を確保するための活動をする」が最も高く、次いで「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する」の順となっています。

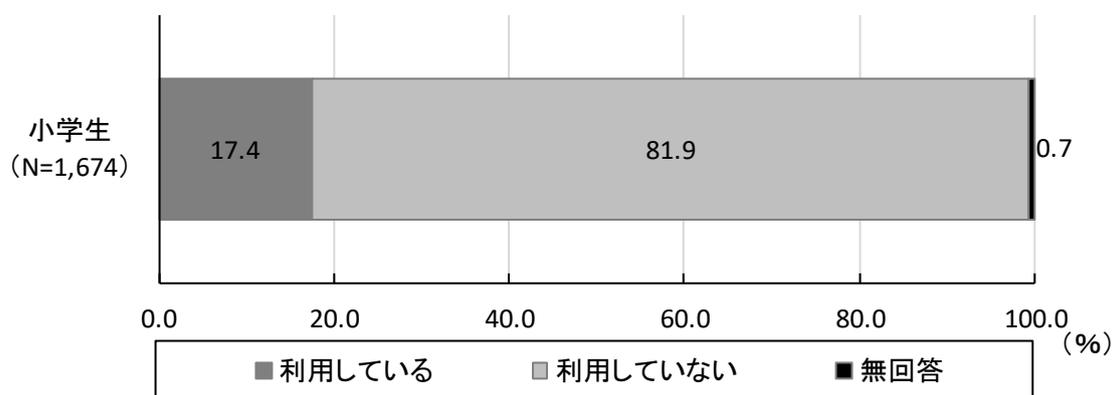
■子どもを健やかに育むため、地域で必要だと思う取り組み

	未就園児 (N=183)	通園児 (N=1,242)	小学生 (N=1,674)
第1位	地域内での子どもの安全を確保するための活動をする (80.3%)	地域内での子どもの安全を確保するための活動をする (71.3%)	地域内での子どもの安全を確保するための活動をする (68.8%)
第2位	文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する (46.4%)	文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する (45.7%)	文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する (45.0%)
第3位	地域の歴史や文化、自然を体験したり、学ぶ機会を増やしたりする (43.2%)	地域の歴史や文化、自然を体験したり、学ぶ機会を増やしたりする (39.7%)	地域の歴史や文化、自然を体験したり、学ぶ機会を増やしたりする (37.9%)
第4位	異なる考えを持つ人たちや多様な年齢の人との交流 (35.0%)	異なる考えを持つ人たちや多様な年齢の人との交流 (26.2%)	異なる考えを持つ人たちや多様な年齢の人との交流 (27.8%)
第5位	地域の人たちにも必要に応じて、子どもに礼儀やしつけをしっかり教える (29.5%)	地域の人たちにも必要に応じて、子どもに礼儀やしつけをしっかり教える (25.3%)	子どもの学力を伸ばすための活動を強化する (20.5%)

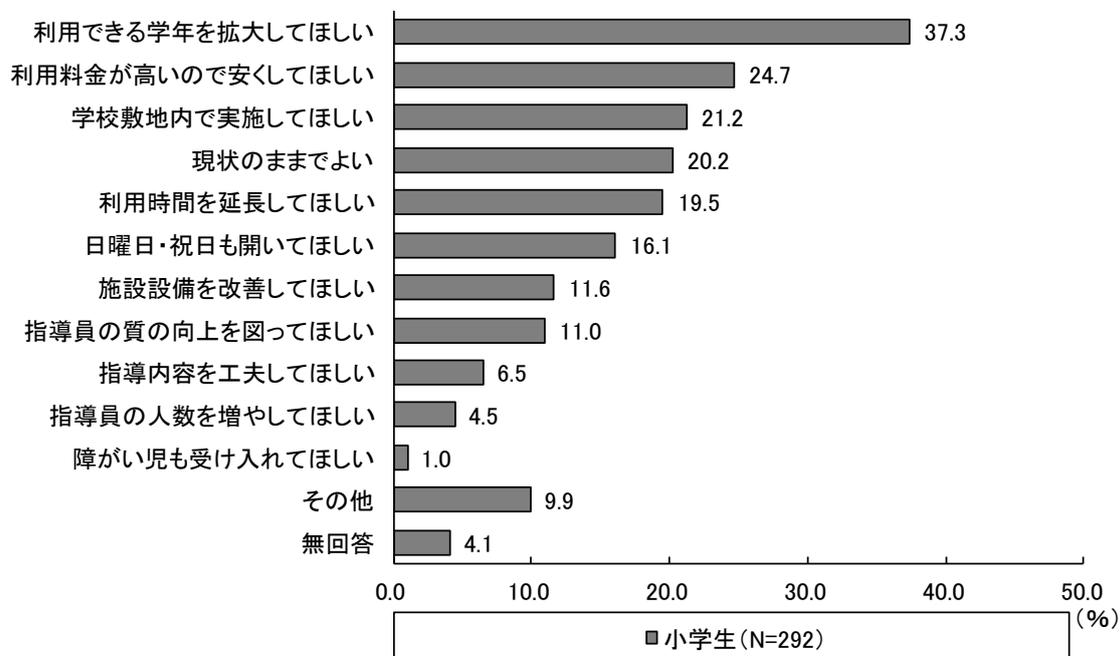
⑫放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況について

- ・ 現在の放課後児童クラブの利用状況について、「利用している」が17.4%、「利用していない」が81.9%となっています。
- ・ 放課後児童クラブに対する要望については、「利用できる学年を拡大してほしい」が37.3%と最も高く、次いで「利用料金が高いので安くしてほしい」が24.7%となっています。

■放課後児童クラブの利用状況



■放課後児童クラブに対する要望



⑬遊べる場や遊べる施設について

- ・ 自由意見の中には、子育て中の親子が集える場や遊べる場、天候に関係なく遊べる施設の確保に関するニーズが多くありました。

■遊べる場に関する主な意見

- ・ 近所の小さい子どもがいる親同士の交流等があったら良い。
- ・ 休日に利用できる室内場があれば良い。
- ・ 雨や雪でも思いっきり遊べる公園が少ない。
- ・ 近くに子どもが思いっきり遊べる公園が少ない。
- ・ 公園の遊具を増やして欲しい。



3 ヒアリング調査結果の概要

(1) ヒアリング調査の概要

本調査は、福祉関係、支援団体、施設利用者等を対象に、業務運営や子育て支援サービス等において現状抱えている課題を把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項目	内容
調査対象者	【福祉関係】 市内公立保育園・幼稚園・私立保育園・認定こども園（17園）、母子保健推進員（17名） 【支援団体等】 ファミリー・サポート・センター（4施設）、障がい児団体（4団体）、放課後指導支援員（60名） 【施設利用者】 児童センター・子育て支援センター利用者（35名）
調査期間	令和元年9月9日（月）～9月25日（水）
調査方法	郵送及び現地でのヒアリング

(2) ヒアリング調査結果

①市内公立保育園・幼稚園・私立保育園・認定こども園

【適正な保育環境の基準】

<主な意見>

- ・3歳児は、個々の発達に丁寧に関わってあげたい。4・5歳児は、友達との関わりの中で育つことが多いので、ある程度児童数が必要。
- ・小規模の良さもあると思うが、小学校に行った際、圧倒されるイメージがある。同じ年齢の横の関わりを広めることも必要ではないか。
- ・3歳児クラス15～20人、4・5歳児クラス20～25人が集団生活でのルール、コミュニケーションを身につけるのに適切な人数。小学校入学が近づくとつれて、人数を増やしていくのがよい。
- ・少なすぎても、集団としての高まりが薄くなると思う。

保育には丁寧に関わってあげたいという気持ちから小規模保育が良いという思いもあるが、友達との関わりを持ち、ルールやコミュニケーションを身につけるためには、ある程度の人数が必要という意見も聞かれます。

【現在の運営における課題】

＜主な意見＞

- ・ 7時から19時まで利用する子どもの低年齢児化が進んでおり、職員の配置に苦慮している。
- ・ 在籍人数は少ないものの、利用時間の長いお子さんの低年齢児化で、保育士の勤務体制と保育準備や打ち合わせをする時間の確保が難しい。

園児の低年齢児化及び長時間利用が増えており、職員の勤務体制等に苦慮していることがうかがえます。

【関係機関・団体との連携の必要性】

＜主な意見＞

- ・ 園児への細かい配慮や丁寧な関わり、それを取り巻く保護者への対応を実施していくためには、個々を把握し、健康センターやつくし学園、高志通園施設、教育委員会等との連携が必要である。
- ・ 小学校教育との連携を図りたい。小学校側の理解を得て、園児と児童の交流だけでなく、教職員同士の交流や研修を行っていききたい。
- ・ 保育園の合併を進めていくなら、保護者や地域住民の理解を得ながら、こども課や小学校の放課後児童クラブ等と連携していかなければならないと思う。

園児を教育・保育して行く上で、通園期間だけではなく、就学後のことも見据え、教育委員会や小学校、放課後児童クラブ等との連携を望む声が多くあります。

【児童虐待防止対策充実のための取り組み】

＜主な意見＞

- ・ 保育園等保護者との関係が密なところからの情報提供の徹底が必要。状況を把握しても、どう対処するのかという決定不足から、いろいろな事件が起きていると考えられる。未然に防ぐためには、重度になる前の対応が必要。
- ・ 学校や保育現場での早期発見、観察、継続的な調査は必要。虐待の疑いがある等の連絡を受けたら、担当課は早急に現場への調査、確認を行い、対応すべき。

児童虐待については、対応の遅さが深刻な事態へとつながっているケースがあります。疑いが持たれたら早期に対処できる体制づくりを行うとともに、状況把握後に関係者がとる行動の共通認識を持つことが求められています。

【ひとり親への強化すべき支援】

＜主な意見＞

- ・ ひとり親家庭には病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業等が必要だと思うので、周知するように情報提供を行っていく。
- ・ 金銭面での支援は必要だと思うが、それに加えて、子どもの成長に伴って出てくる精神的な不安を受け止めてあげることが必要。

金銭面での支援はもちろんのこと、日常生活を送る上で必要な支援や相談できる体制の充実を整備するとともに、その情報提供が求められています。

【障がい児を持つ保護者の支援】

＜主な意見＞

- ・ 障がいを受入れられない、認められない保護者がほとんどである。保育士や保健師、療育専門分野の職員を確保しサポートを図り、時間をかけた相談や個別対応がしっかり行えるような体制をつくる。
- ・ 教職員には、もっと専門的な支援の仕方を学んでもらう必要性を感じている。もっと研修会に参加したり、専門知識を有する人に園に出向いてもらって事例研修をしてもらう機会を求める。

子どもの障がいを受入れられない保護者が多く、心のサポートが必要となっています。保護者の悩みに寄り添える体制を整備するとともに、職員が専門知識を修得する研修機会を増やすことも求められています。

②母子保健推進員

【業務における課題】

＜主な意見＞

- ・ 少子化のため、2～3ヶ月に1件くらいの訪問しかなく、ずっと初心者のような状況。研修会で得た知識を果たして活かしているのかは不安。
- ・ 妊娠後、流産や死産等の場合の連絡が入らないため、赤ちゃん訪問の連絡をとった際に、辛い思いをさせてしまう。事前に情報共有するシステムは必須である。

少子化のため、母子保健推進員が業務に携わる時間が少なく、仕事の質の向上につながりにくいことに悩みを感じていることがうかがえます。また、関係機関との情報共有ができていないことから情報共有システムや体制づくりを求める声もあります。

【魚津市が「子どもを産み、育てやすいまち」となるために必要なこと】

<主な意見>

- ・ 土・日・祝日、雨の日でも小さい子ども達が遊べる施設の充実。
- ・ 既存の公園の数を減らしてでもきちんと整備し、遊べる環境にする必要がある。
- ・ 出産の助成、医療費の無料化、3歳からの保育料の無料化等を若い夫婦に周知する機会をたくさん設ける。

子どもが遊べる環境の整備を求める声が多くありました。また、魚津市の子育て支援策についてもっと周知することで、子どもをたくさん産み育てたくなることにつながるという意見もありました。

③ファミリー・サポート・センター

【魚津市民の子育て家庭が困っていること】

<主な意見>

- ・ 誰に相談すれば良いのか、具体的にどこへ行けば対応してもらえるのかわかりにくい。
- ・ 遊べる公園がない。公園に遊具があるが、ほとんど遊んでいる人はいない。もっと有効に利用する方法を考えることが必要。
- ・ 子どもを楽しませる場所が少ないと思う。公民館や児童センター等で行う行事にたくさん参加してもらって、心地よい居場所ができれば良いと感じる。

子育てに関する相談場所の周知や親子で楽しく過ごせる場の整備が求められています。

【子育て家庭が行政に求めているサービス】

<主な意見>

- ・ 土・日・祝日も子どもを預けられる施設。
- ・ お父さんも子どもと関われる仕掛けづくり。

土・日・祝日も仕事をしている保護者にとっては、その際に預かってもらえる施設の整備を望んでいます。また、父親にももっと子育てに参加してもらえるような仕掛けづくりが求められています。

④障がい児団体

【障がい児施策について】

<主な意見>

- ・ 預かりサービスの提供時間（9時～17時）を柔軟に対応する必要がある。何か所も併用するのではなく、1か所の事業所で1週間通して利用したい。
- ・ 障がい児の場合、緊急的に子どもを見てもらいたいときに頼めるところがない。
- ・ 放課後、特に障がいを持つ子どもの居場所がない。小学校は通常級で通っていても、その地域の学童には入れない。入ったとしてもトラブルがあって行きづらくなることが多い。
- ・ 情報を得ることや医療機関に行くことの難しさがある。

障がい児を預ける際に何か所も併用しなければならないことや緊急の場合に見てもらえるところがない等、子どもの預け先に苦慮していることがうかがえます。また、さまざまな情報を収集したいと思っているが、必要な情報がなかなか入手できない状況が見受けられます。

⑤放課後児童クラブ支援員

【業務上困っていることや課題】

<主な意見>

- ・ お盆中など、放課後児童クラブ利用者が少ない日であっても、1クラブにつき支援員の配置が2名必要なため、開設日を工夫して人件費を削減できたらいいと思う。
- ・ 放課後児童クラブとしての役割は大きいと思うが、支援員の構成（人数や資格等）に無理なことが多々ある。出来れば地区ごとの学童保育が理想だと思う。

放課後児童クラブの運営のあり方や支援員の人員構成について見直しを求める声が見受けられます。

【連携の充実が必要な機関・団体】

<主な意見>

- ・ 小学校はもちろん、入学前に出身保育園、こども園の担任からの情報交換の場があれば、事前に子どもの状況がわかって受入れやすい。入学式前の4月1日から学童保育を受入れるので、親も支援員も不安である。
- ・ 小学校との連携が必要。学校の担任と児童についての情報交換ができれば良い。
- ・ 小学校や地域の公民館、民生委員等との連携が大切。

子どもを預かる上で、特に新1年生は保育園等からの情報提供を望む声があります。また、小学校から日々の情報提供を求める声もあります。民生委員等地域との連携が重要という声も多く、地域ぐるみによる子育てを望んでいることがうかがえます。

⑥児童センター・子育て支援センター利用者

【施設の改善点】

<主な意見>

- ・ 日、祝日も開いて欲しい。
- ・ 放課後児童クラブとして利用されており、小学生が勉強していると利用しづらい。

休日の開館を希望する人が見受けられます。また、放課後児童クラブと併用されていることにより、利用しづらいという声もあります。

4 現状・課題をまとめた今後の方向性

少子化に対応した施設の適正配置と保護者のニーズの多様化を踏まえたサービスの充実

少子化により子どもの数が減少する一方で、女性の労働力率の高さ等を背景に、0～2歳児の園児数の増加及び保育ニーズが多様化しています。今後の児童数の動向を見据え、適正規模の保育施設等を配置し量を確保するとともに、多様なニーズに対応した支援サービスを充実させていく必要性があります。

また、支援サービスの充実と併せて、保育の質の維持も求められています。保育士等の職員の配置や処遇改善等にも留意するとともに、研修等によって教育・保育の質を向上させていく必要性があります。

地域社会全体で子どもを守り育てる環境づくりとネットワークの構築

本市では、国と比較して子どものいる世帯の親との同居の割合が高く、アンケート結果でも、子どもを祖父母に見てもらえる割合が約5割を超えています。一方で、祖父母等身近な人に子どもを見てもらえない人や子育てに関する相談先がない人も少数見受けられます。地域の全ての家庭が、安心して子どもを育てられるよう、気軽に相談できる場を設けるなど、地域全体で子ども・子育てを支える環境を整備するとともに、関係機関・団体と連携した子育て支援体制とネットワークを構築し、その利用に向けた周知を図り、運用していくことが必要です。

また、アンケート調査の結果から、地域内における子どもの安全面の確保の観点から、防犯カメラの設置や通学路等の安全対策の整備など、インフラ整備の重要性についても検討を進める必要があります。

母子の健康を支え、健やかな成長を育むための環境の整備

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるように、妊娠・出産期から小児期にわたって切れ目のない支援を行うことが重要です。そのためにも、関係機関・団体等との連携の強化と情報共有が求められています。

また、親子が身近な場所で安心してのびのびと遊べる場や施設が求められています。本市には、児童センター4館、ありそドームキッズエリア、埋没林博物館木っずルームなど、親子で楽しく遊べる施設が整備してあるほか、他市には無い水族博物館、遊園地があることから、子育て世帯を中心に既存施設の利用促進を図るとともに、公園の遊具の充実が求められていることに対して、子どもの遊び場機能のある既存公園の計画的整備が必要です。

さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、家族内や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちが健やかに成長できる育成環境の整備が求められていますが、少子化によってスポーツ少年団等の団体が減少していることから、今後、育成環境のあり方の検討も必要です。

子育てと仕事の両立を支援する環境の整備とサービスの充実

本市の女性の労働力率は、国や県と比較して高くなっています。出産後、育児休業を取得し、復職している女性が多いことから、子育てと仕事の両立の支援を強化することが必要です。特に、働く女性のニーズに沿った子育てサービスの充実を図るとともに、男性の家事・育児参加の促進や柔軟な働き方への対応等、企業への理解を求める取り組みも併せて必要です。

また、共働き家庭の児童の増加に対応し、放課後も安全・安心に過ごしながら多様な活動ができるよう、不足している上学年の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備が必要です。

子どもが成長する権利を保障するための支援の充実

近年、児童虐待やいじめ、子どもの貧困率の増加等、子どもの人権を取り巻く課題が深刻化しています。

関係機関等との連携を強化し、地域全体で支える体制を整備することで、早期発見・早期対応につなげることが必要です。

また、本市において、貧困の状況にある家庭は減少傾向にあるものの、一定数の貧困家庭が存在することから、経済的な支援や保護者の自立に向けたスキルアップ支援等の支援制度を充実させることが求められています。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考えのもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めています。しかしながら、核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

本市においても、少子化がさらに進展しており、また、子どもや子育て環境が変化している中、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、結婚や子どもを産み育てる願いを持つ全ての人たちの希望が叶えられる社会を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点、この2つの視点から子どもや子育て支援を充実していくことが大切です。

第1期計画では、「ともに育み ともに育つ 元気な“うおづっ子”」のスローガンのもと、家庭・地域・企業・行政が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

第1期計画の流れを継承し、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の理念を掲げます。

2 計画の性格と施策体系

本計画は、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備・提供を図るためのサービスの需給計画（「第4章 教育・保育事業等の見込み量と確保の内容」に記載）と、子どものよりよい育ちを支えるための施策全般に関する計画（「第7章 子ども・子育て施策の推進」に記載）という2つの側面から構成されています。

また、本市では、少子化にともない保育園や幼稚園の統廃合や民間委託を進めており、その適正配置の方向性を「第5章 児童福祉施設等の今後のあり方」に掲載しています。

子どもの貧困対策の方針については、平成30年3月に策定した「魚津市子どもの未来応援計画」を引継ぎ、「第6章 子どもの貧困対策の充実」に掲載しています。

「第7章 子ども・子育て施策の推進」の部分については、本計画の前期計画である第1期計画における取り組みを引き継ぐとともに、子どもを取り巻く環境の変化や政策動向、本市の実情等を踏まえ、新たな取り組みを追加しています。

なお、母子保健分野（基本方針3等）を「魚津市母子保健計画」と位置づけます。

第4章 教育・保育事業等の見込み量と確保の内容

「見込み量」は現在の利用状況とどのくらいニーズがあるかを推計したものです。また、「確保の内容」は、そのニーズに対応（供給）できる数値を定めたものです。

1 子ども・子育て支援制度について

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の作成する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育
1号	3歳以上	無	○		○	
2号	3歳以上 (教育ニーズ有)	有	○※	○	○	
	3歳以上 (教育ニーズ無)	有		○	○	
3号	3歳未満	有		○	○	○

※1号として認定

2 近年の政策動向について

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正法（平成28年4月1日施行）

① 企業主導型保育事業

「待機児童解消加速化プラン」から上乘せされた10万人分の待機児童の受け皿の内、半分の5万人分を企業主導型保育の設置によって対応することが求められています。そのため、従来の事業所保育では必要であった市区町村の認可や定員の3割を地域枠として設ける等の規定がなくなり、設置におけるハードルは下がっています。

② 広域調整の促進による待機児童の解消

保育の広域利用を可能とし、都道府県に対して広域での待機児童の解消に努めることが求められています。市町村間で利用者を広域調整するため、都道府県が協議会を設置することができるように規定されています。協議会では関係する市町村や保育事業者が参加し、都道府県がまとめ役となって、一部の市町村が不利にならないように配慮しながら広域での待機児童解消を目指すこととされています。

(2) 児童福祉法改正（平成 28 年 6 月 3 日公布）による社会的養育に関する抜本的な改正

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされています。

(3) 子育て安心プラン（平成 29 年 6 月 22 日公表）

待機児童解消に向けた保育の受け皿の拡大を図るために、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画として「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定されました。このプランでは、M 字カーブ※を解消するため、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされています。

※M 字カーブとは、就業率のグラフの形状が M 字型となる現象のことで、女性が出産等で一時的に仕事を離れ、子どもの成長後に再就職をする人が多いことが主な理由です。

(4) 新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日公表）

放課後児童クラブについて待機児童解消を目指し、令和 2 年度末までに約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、令和 4 年度末までに合計約 30 万人分の受け皿を整備することとされています。

また、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまた連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万か所以上で実施することを目指しています。両事業を新たに整備する場合は、学校施設を徹底的に活用することとし、新規開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することとしています。

(5) 幼児教育・保育の無償化（令和元年 10 月 1 日施行）

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針」について 2017（骨太の方針 2017）」において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされ、その後「新しい経済政策パッケージ」にて、具体的内容が示されました。

「幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法」が令和元年 5 月 10 日に成立したことにより、令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、保育園・認定こども園・幼稚園の保育料の無償化が全面実施されました。

3 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、本計画において「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「見込み量」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は地域型保育事業の認可の際に行われる需供調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を第1期計画に引き続き次のとおり定めます。

■教育・保育提供区域

	事業区分	提供区域	考え方
教育・保育事業	1号認定（3～5歳：教育）	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）	市内全域	
	3号認定（0～2歳：保育）	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育事業と合わせ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内5区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、5区域を設定します。
	子育て短期支援事業	—	市内では事業実施の予定がなく、他事業での確保を想定しているため、区域の設定はしません。
	一時預かり事業※	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育事業と合わせ、市内全域とします。
	病児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
利用者支援事業	市内全域		

※「一時預かり事業」は、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（延長保育）と保育園における一時預かりを指します。

4 教育・保育事業の見込み量と確保の内容

(1) 保育事業

保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育します。

①見込み量と確保の内容

見込み量については、ニーズ調査だけでなく、本市の実態を踏まえた考え方も含めてまとめています。児童数に対する入所申込み（年平均値）をした児童の割合を算定し、今後の児童推計値に乗じて算出しました。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①見込み量 (必要利用定員総数)	734	75	405	720	73	397	685	72	389	
②確保の内容	保育園	246	23	121	246	23	121	246	23	121
	認定こども園	506	59	325	506	59	325	506	59	325
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	18	7	41	32	9	49	67	10	57	
②-① 合計	66			90			134			

	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①見込み量 (必要利用定員総数)	676	71	382	663	70	376	
②確保の内容	保育園	246	23	121	246	23	121
	認定こども園	506	59	325	506	59	325
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①	76	11	64	89	12	70	
②-① 合計	151			171			

②提供体制と確保の考え方

- 令和2年度から西布施保育園が閉園します。住吉保育園と上口保育園が統合し、認定こども園に、また魚津保育園と魚津第二保育園も認定こども園に移行します。
- 令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあります。
- 2号認定3歳以上児及び3号認定1・2歳児では保育の確保の内容は充足しており、今後5年間においては、現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。
- 3号認定0歳児では、市全体において確保の内容が見込み量を上回っていますが、園によっては確保の内容が見込み量を下回っているところもあるため、年度途中の入所が困難になることが想定されます。そのため既存施設に対して1・2歳児への定員の割り振りや定員の弾力化による児童の受入れでの対応を要請していきます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

(2) 教育事業

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長します。

①見込み量と確保の内容

単位（人）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①見込み量 (必要利用定員総数)	59	4	63	58	4	62	55	3	58
②確保の内容	幼稚園		60			60			60
	認定こども園		104			104			104
②-①			101			102			106

	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①見込み量 (必要利用定員総数)	54	3	57	53	3	56
②確保の内容	幼稚園		60			60
	認定こども園		104			104
②-①			107			108

②提供体制と確保の考え方

- ・ 教育事業の定員数については、平成31年度（令和元年度）現在123名の提供体制がありますが、令和2年度からは認定こども園の増設により164名の提供体制となります。
- ・ 令和2年度から令和6年度にかけては、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあります。
- ・ 見込み量に対して確保の内容が過剰となっているため、今後の人口減少も加味し、市内認定こども園における提供体制の調整を検討していく必要があります。

③教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・ 家庭や地域における子育て環境を踏まえ、人との関わりやさまざまな体験ができる保育の実践に努め、子育てを支援します。
- ・ 保育園・幼稚園間の人事異動、交流の推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。
- ・ 幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育園・認定こども園・幼稚園・小学校間の連携を強化します。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

(1) 延長保育事業

認定を受けた保育時間を超えるニーズに対応し、保育を実施します。

①見込み量と確保の内容

単位（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	6,262	6,140	5,930	5,838	5,737
②確保の内容	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
②-①	2,538	2,660	2,870	2,962	3,063

②提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、10園（公立2園、私立8園）で実施しています。確保の内容は、平成26年度から平成30年度の5年間の受入れ実績で最も多い件数を参考に設定しています。
- ・ ニーズは、現行体制で十分に確保されています。需要があれば時間の拡大等について保育園・認定こども園と調整を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

親子が一緒に遊ぶ場を提供するとともに、子育て支援コーディネーターによる相談支援や情報提供を実施します。

①見込み量と確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	6,471	6,345	6,228	6,111	6,021
②確保の内容	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
②-①	1,529	1,655	1,772	1,889	1,979

②提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、市子育て支援センター（のびのび）、かづみ認定こども園子育て支援センター（ここ）で実施しています。確保の内容は過去5年間で最も延べ利用者数の多かった平成27年度を参考に設定しています。
- ・ ニーズ（0～2歳の利用者数）は、現在の提供体制で十分に確保されています。事業の周知・広報を積極的に行い、利用者の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、指導員のもと、小学生の授業終了後や休業日の生活の場を提供します。

①見込み量と確保の内容

- ・ 確保の内容は、面積基準 1.65 m²/人により設定しています。
- ・ 見込み量は、昨年度実施したニーズ調査の親の意向と子の実情に差があることから、実績に即したものとしています。
- ・ 下学年（1年生から3年生まで）の見込み量は、各学年の児童数と放課後児童クラブ利用実績から利用率を算出し、推計各学年児童数と乗じたものを設定しています。
- ・ 上学年（4年生から6年生まで）の見込み量は、下学年において1学年上がる際の利用者数の変動率の平均値を基に算出しています。

〈清流小学校区〉

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	122	116	114	113	112
1年生	30	30	29	28	27
2年生	26	25	24	24	23
3年生	13	15	15	14	14
4年生	15	14	17	16	16
5年生	19	15	14	17	16
6年生	19	17	15	14	16
②確保の内容	118	118	118	118	118
②-①	▲ 4	2	4	5	6

〈よつば小学校区〉

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	156	149	141	141	135
1年生	42	41	34	39	33
2年生	43	35	34	28	33
3年生	24	31	25	24	20
4年生	15	19	24	19	19
5年生	14	12	15	19	15
6年生	18	11	9	12	15
②確保の内容	159	159	159	159	159
②-①	3	10	18	18	24

〈星の杜小学校区〉

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	76	73	71	64	55
1年生	20	20	18	16	9
2年生	26	18	18	16	15
3年生	9	16	11	11	10
4年生	12	7	12	8	8
5年生	4	9	5	9	6
6年生	5	3	7	4	7
②確保の内容	72	72	72	72	72
②-①	▲ 4	▲ 1	1	8	17

〈道下小学校、経田小学校区〉

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	159	162	151	150	142
1年生	41	46	30	39	36
2年生	28	34	38	25	32
3年生	36	22	27	30	20
4年生	24	29	18	22	24
5年生	15	19	23	15	18
6年生	15	12	15	19	12
②確保の内容	122	122	122	122	122
②-①	▲ 37	▲ 40	▲ 29	▲ 28	▲ 20

②提供体制と確保の考え方

〈清流小学校区〉

- ・ 片貝小学校、吉島小学校、西布施小学校が平成 28 年度に旧吉島小学校校舎に統合しました。
- ・ 現在、ひばり第 1 児童クラブ、ひばり第 2 児童クラブ、西布施放課後児童クラブで実施しています。西布施放課後児童クラブは利用者が少なく、ひばり第 1・第 2 児童クラブは利用者数が多くニーズに対して不足が生じており、提供体制の確保については居住地によって偏りがあります。

〈よつば小学校区〉

- ・ 大町小学校、村木小学校、上野方小学校、本江小学校が平成 30 年度に旧本江小学校敷地での新築校舎に統合しました。
- ・ 現在、つばめ第 1 児童クラブ、つばめ第 2 児童クラブ、村木児童クラブ、上野方放課後児童クラブで実施しており、上学年の見込み量を含めたニーズは現在の提供体制で十分に確保されています。

〈星の杜小学校区〉

- ・ 住吉小学校、上中島小学校、松倉小学校が平成 31 年度に旧住吉小学校敷地での新築校舎に統合しました。
- ・ 現在、住吉放課後児童クラブ、上中島小学校、松倉小学校で実施されている放課後児童クラブは、令和 2 年 4 月度から星の杜小学校に併設された学童専用室で実施が予定されています。上学年の見込み量を含めたニーズは、令和 2 年度、令和 3 年度で不足が生じていますが、令和 4 年度以降は、現在の提供体制で確保される見込みです。

〈道下小学校、経田小学校区〉

- ・ 道下小学校、経田小学校は令和 5 年度に現在の道下小学校校舎で統合予定となっています。
- ・ 現在、両小学校の上学年の見込み量を含めたニーズは令和 2 年度から令和 6 年度まで不足が生じています。また、統合後も現提供体制では上学年の見込み量を含めたニーズに対して不足が生じるため、放課後児童クラブの新設、統合、増設を含め検討します。

〈全市〉

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」(平成 30 年 9 月 14 日公表)では、放課後児童クラブについて、令和元年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を図り、その後も女性の就業率の上昇を踏まえ令和 5 年度末までに計約 30 万人分の受け皿の整備を目指としています。また、新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用すること等、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指すとしています。本市では、星の杜小学校敷地内に令和 2 年 4 月度から星の杜放課後児童クラブを開設し、児童の安全・安心な居場所を整備します。

- ・ 下学年の受入れについては、現在の提供体制でニーズが満たされていないので、検討が必要です。
- ・ 上学年の放課後児童クラブについては、児童・保護者のニーズを踏まえ受入れ体制を整備することとします。

(4) 子育て短期支援事業

保護者による養育が一時的に困難になった場合に、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童擁護施設等で児童の養育・保護を行います。

①見込み量と確保の内容

単位（人）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	2	2	2	2	2
②確保の内容 (他事業で対応)	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、現在事業を実施していません。
- ・ 令和2年度から令和6年度にかけて2人の見込み量となっています。ニーズがあった場合は、ファミリー・サポート・センター事業で受入れを行っています。

(5) 一時預かり事業

〈幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（延長保育）〉

幼稚園において、通常の教育時間後等に、保護者の希望に応じて預かり保育を実施します。

〈保育園・認定こども園における一時預かり〉

未就園児で保護者の就労形態により子育てが断続的に困難になる場合、あるいは未就園児で保護者の傷病等の場合に、保育園において一時的な預かりを実施します。

①見込み量と確保の内容

〈保育園・認定こども園における一時預かり〉

単位（人）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	1,577	1,547	1,494	1,471	1,445
②確保の内容	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
②-①	473	503	556	579	605

②提供体制と確保の考え方

〈保育園・認定こども園における一時預かり〉

- ・ 本市全ての保育園・認定こども園で実施しています。
- ・ 見込み量は、平成 26 年度から平成 30 年度の利用実績を参考に設定しています。確保の内容は平成 26 年度から平成 30 年度の間で最も多い利用実績を参考に設定しています。
- ・ ニーズは、現在の提供体制で十分に確保されています。

(6) 病児保育事業

病気の回復期の子どもが、まだ保育園・小学校等に通えないなど、保護者の都合で保育できない場合に子どもを一時的に預かります。

①見込み量と確保の内容

単位 (人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見込み量	553	542	524	516	507
②確保の内容	645	645	645	645	645
②-①	92	103	121	129	138

②提供体制と確保の考え方

- ・ 本市では、1 か所 (「キッズベアー」) で病児保育事業を実施しています。
- ・ 確保の内容は、「キッズベアー」における平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間の受入れ実績で、最も多い人数を参考に設定しています。
- ・ ニーズは、現在の提供体制で十分に確保されています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。

①見込み量と確保の内容

単位（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	35	35	35	35	35
②確保の内容	134	134	134	134	134
②-①	99	99	99	99	99

②提供体制と確保の考え方

- ・ 見込み量は、実施人数の過去5年間の最大値で、確保の内容は調整人数の過去5年間の最大値を設定しています。
- ・ 平成26年度から平成30年度の成功率（実施件数／調整件数）の平均は14.2%となっています。今後は、1年間の成功率25%を確保できるよう協力会員の充足を図ります。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）を行い、母子の健康状況の確認や情報提供を行い、育児不安軽減を図ります。

①見込み量と確保の内容

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	226	221	218	213	211
②確保の内容	226	221	218	213	211
②-①	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- ・ 見込み量は、当該年度の0歳児推計人口と過去実績を参考に設定しています。
- ・ 確保の内容は、全戸訪問のため見込み量と同数となっています。
- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

(9) 養育支援訪問事業

子どもの安定した養育を図るため、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言や家事援助等を行います。

①見込み量と確保の内容

単位（世帯）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	34	33	33	32	32
②確保の内容	34	33	33	32	32
②-①	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- ・ 見込み量は、当該年度の0歳児推計人口と過去実績を参考に設定しています。
- ・ 確保の内容は、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が全戸訪問し、養育に関する指導・助言を行うため見込み量と同数となっています。

(10) 利用者支援事業

子どもと保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施します。

①見込み量と確保の内容

単位（か所）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- ・ 平成28年10月より開始した「子育て世代包括支援センターあいあい」にて、子育て支援コーディネーターを配置し、専門的な利用者支援を行っています。

第5章 児童福祉施設等の今後のあり方

1 適正配置の基本的な考え方

(1) 施設の適正配置の背景

本章では、第4章で示した教育・保育事業、放課後児童健全育成事業等の見込み量と確保の内容を踏まえ、本市の就学前児童の教育振興と福祉向上のため、施設数及び規模の適正化の方向性を示します。

令和2年度以降、少子化の影響により、保育事業の確保の内容と見込み量の差は増大する傾向にあることから、民間活力を前提に公立保育園の適正配置を検討する必要があります。同時に小学校の規模適正化による統廃合の現状を踏まえ、本市の保育園・認定こども園・幼稚園、放課後児童クラブ等が目指す方向性とあり方を明確にし、子どもの育ちや子育てを応援する環境づくりを計画的に推進しようとするものです。

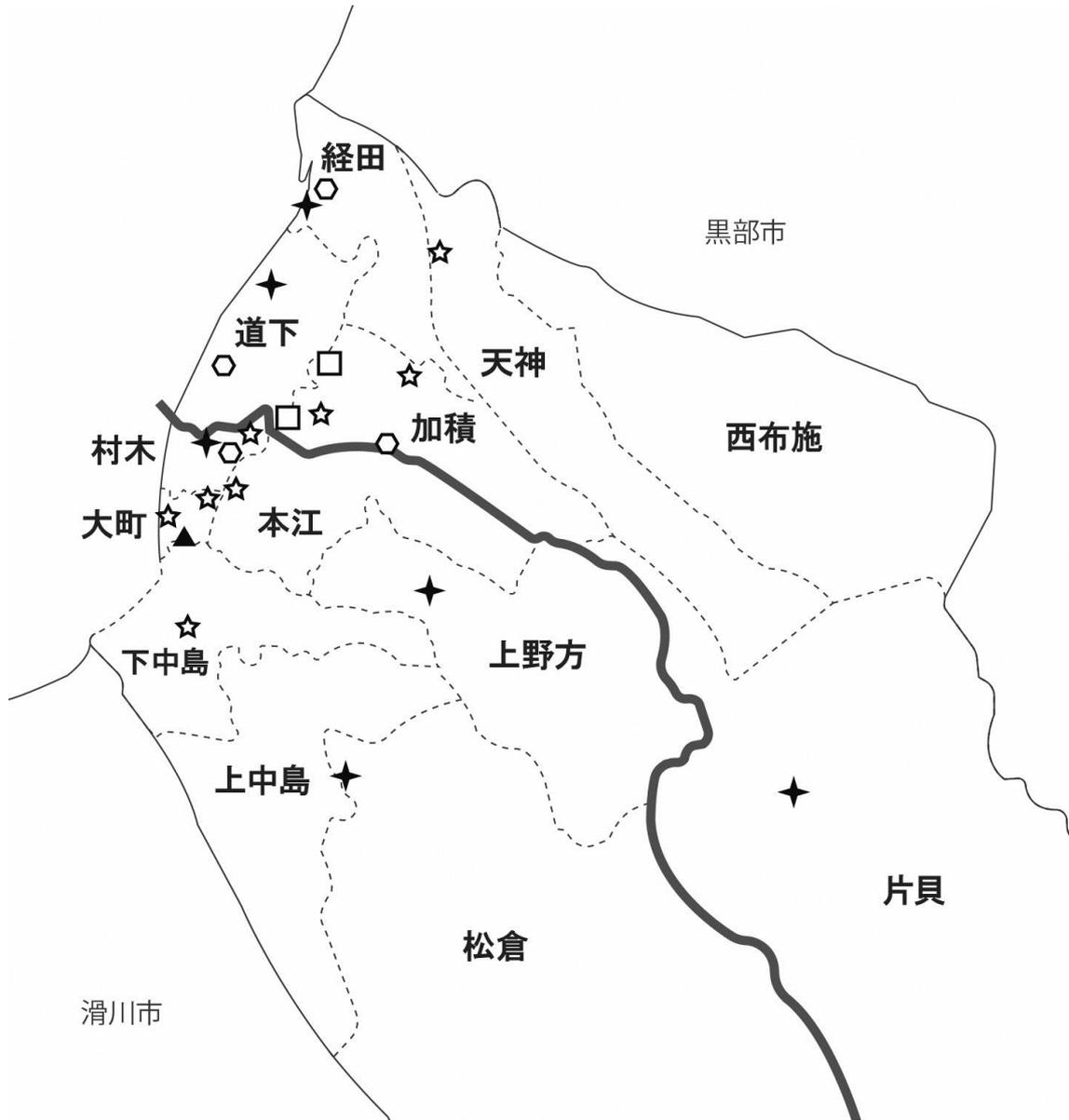
(2) 適正配置スケジュール

適正配置スケジュールは、深く関連する「魚津市学校規模適正化推進計画」(平成35年度(令和5年度)満了)や現在、策定を進めている「魚津市公共施設再編整備方針」と民間の積極的な活用を明記する「第6次魚津市行財政改革大綱」に整合したものとし、「第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画」に含まれることから、期間を令和2年度から令和6年度の5年間とします。

2 本市の保育園・認定こども園・幼稚園を取り巻く状況

(1) 市全体の教育・保育施設等の配置

あいの風とやま鉄道魚津駅周辺に施設が集中しています。また、公立7園（令和2年度）・私立8園が、東西地区それぞれ東部6施設、西部9施設に配置されています。



▲ …公立幼稚園	☆ …認定こども園	✦ …公立保育園
⬡ …児童センター	□ …子育て支援センター	

(2) 保育園・認定こども園・幼稚園の園舎の状況

本市の保育園・認定こども園・幼稚園は一部を除き、昭和40年代から50年代に建築された園舎があり、老朽化が進んでいます。

■施設の状況（令和2年4月1日予定）

施設名		建築年	構造	階数	延床面積 (㎡)	避難所	耐震化	
西部 地区	公立	道下保育園	S57	RC	2	896.86		—
	公立	松倉保育園	H16	W	1	454.50	○	—
	公立	野方保育園	S50	RC	1	622.08		×
	公立	大町幼稚園	S52	RC	2	620.00		○
	私立	幼保連携型認定こども園 魚津こども園	S58	RC	2	783.83		—
	私立	保育所型認定こども園 魚津第二こども園	S48	RC	2	864.52		○
	私立	幼保連携型認定こども園 魚津にじいろこども園	R2	S	1	797.22		—
	私立	保育所型認定こども園 川原保育園	H18	W	2	472.07		—
私立	幼保連携型認定こども園 ほんごうこども園	S55	RC	2	710.97		○	
東部 地区	公立	青島保育園	S56	RC	2	1,066.20		○
	公立	経田保育園	H4	RC	1	709.80		—
	公立	片貝保育園	H12	W	1	331.25		—
	私立	幼保連携型認定こども園 かつみ認定こども園	H17	S	2	954.02		—
	私立	幼保連携型認定こども園 吉島保育園	S57	RC	2	1,079.74		—
私立	幼保連携型認定こども園 天神保育園	H5	RC	1	801.06		—	

※RC：鉄筋コンクリート造り、S：鉄骨造り、W：木造

※避難所：「魚津市地域防災計画」に掲載されている避難所

(3) 保育園・認定こども園の入所状況

平成31年度時点の充足率（入所児童数に対する定員の割合）をみると、全ての保育園・認定こども園で充足率は100%を下回り、定員に対して余裕がある状況となっていますが、公立保育園と私立保育園・認定こども園を比較すると、私立保育園・認定こども園の充足率が高い傾向にあります。

また、3歳以上児が占める割合が大きく、平成31年度時点の3歳児が全員卒園する令和4年度以降は、近年の出生数の減少傾向を加味すると大きく入所児童数が減少していくことが予想されます。

■ 保育園入所児童数（平成31年4月1日）

施設名		3歳未満児		3歳以上児		合計 (人)	定員 (人)	充足率 (%)	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)				
西部 地区	公立	道下保育園	27	35.0	50	64.9	77	90	85.5
	公立	住吉保育園	7	24.1	22	75.8	29	50	58.0
	公立	松倉保育園	7	29.1	17	70.8	24	40	60.0
	公立	野方保育園	13	36.1	23	63.8	36	50	72.0
	私立	魚津保育園	31	36.0	55	63.9	86	90	95.5
	私立	魚津第二保育園	66	42.5	89	57.4	155	160	96.8
	私立	上口保育園	34	31.1	75	68.8	109	110	99.0
	私立	保育所型認定こども園 川原保育園	17	34.0	33	66.0	50	55	90.9
	私立	幼保連携型認定こども園 ほんごうこども園	50	42.0	69	57.9	119	125	95.2
	小計		252	36.7	433	63.2	685	770	88.9
東部 地区	公立	青島保育園	30	36.1	53	63.8	83	100	83.0
	公立	経田保育園	25	39.0	39	60.9	64	90	71.1
	公立	片貝保育園	3	18.7	13	81.2	16	20	80.0
	公立	西布施保育園	4	33.3	8	66.6	12	20	60.0
	私立	幼保連携型認定こども園 かつみ認定こども園	62	43.6	80	56.3	142	150	94.6
	私立	幼保連携型認定こども園 吉島保育園	63	45.0	77	55.0	140	141	99.2
	私立	幼保連携型認定こども園 天神保育園	20	33.3	40	66.6	60	70	85.7
	小計		207	40.0	310	59.9	517	591	87.4
合計		459	38.1	743	61.8	1202	1361	88.3	

※定員数は平成31年4月時点での利用定員数となっています。

(4) 幼稚園・認定こども園の入所状況

平成 28 年度末に閉園した明星幼稚園に代わり、幼稚園機能を持つ認定こども園への移行が進められていますが、入所児童数が少なく、本市唯一の幼稚園である大町幼稚園の在園児割合 35.0%をはじめ定員に対しても空きがある状況となっています。

■幼稚園・認定こども園入所児童数（平成 31 年 4 月 1 日）

施設名	園児数(人)	定員(人)	在園児割合(%)
大町幼稚園	21	60	35.0
保育所型認定こども園 川原保育園	3	5	60.0
幼保連携型認定こども園 吉島保育園	9	9	100.0
幼保連携型認定こども園 かづみ認定こども園	21	25	84.0
幼保連携型認定こども園 ほんごうこども園	11	14	78.5
幼保連携型認定こども園 天神保育園	8	10	80.0
合計	73	123	59.3

※令和2年4月1日から住吉保育園と上口保育園が統合し、認定こども園に移行します。

また、魚津保育園・魚津第二保育園も認定こども園に移行します。



(5) 保育園・認定こども園・幼稚園の見込み量と提供体制

保育園・認定こども園・幼稚園ともに、少子化に伴って入所児童数が減少していく見込みとなっています。

保育園機能の充足率は、令和2年度の96.2%が令和6年度には約8%減少して88.0%となっており、幼稚園機能の充足率は計画期間の全てで4割未満と、利用に対して供給が過剰になることが予想されています。

■ 保育園の見込み量と提供体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(人)	1,232	1,206	1,165	1,147	1,127
定員(人)	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
充足率(%)	96.2	94.2	91.0	89.6	88.0

■ 幼稚園の見込み量と提供体制

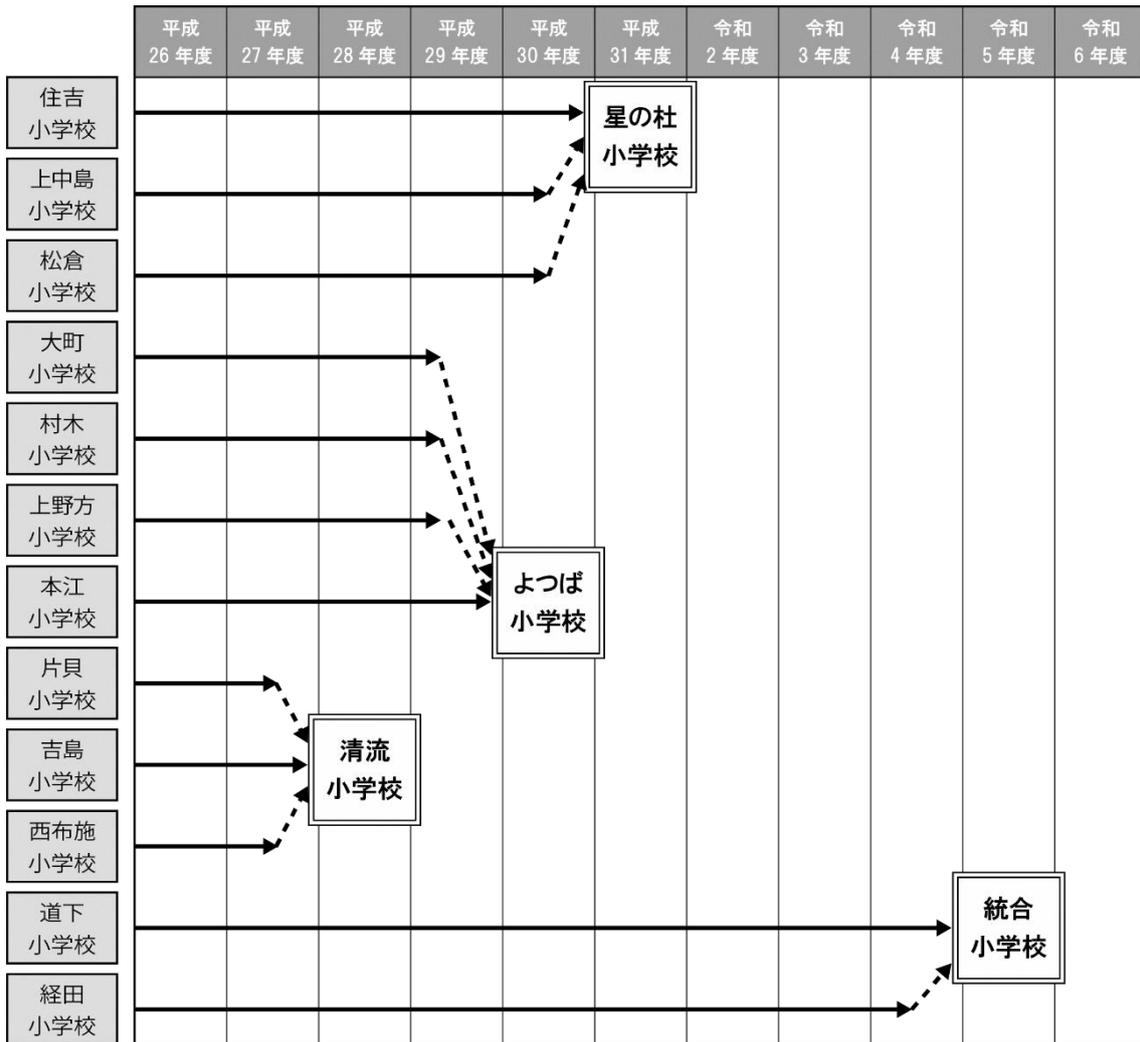
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(人)	63	62	58	57	56
定員(人)	164	164	164	164	164
充足率(%)	38.4	37.8	35.3	34.7	34.1



(6) 小学校の規模適正化計画

平成 26 年 3 月に策定された「魚津市学校規模適正化推進計画」に基づき、平成 28 年度に片貝小学校・吉島小学校・西布施小学校が「清流小学校」、平成 30 年度に大町小学校・村木小学校・上野方小学校・本江小学校が「よつば小学校」、平成 31 年度に住吉小学校・上中島小学校・松倉小学校が「星の杜小学校」に統合されました。また、同計画では令和 5 年度に、道下小学校を統合校とした経田小学校との統合が予定されています。

■ 小学校統合の推移



(7) 魚津市の児童福祉施設を取り巻く現状と課題

①保育園・認定こども園の適正配置

公立保育園は私立保育園・認定こども園と比べて充足率が低く、定員割れの状態が続いています。平成31年度時点での入所児童数は、片貝保育園、西布施保育園で20人以下、住吉保育園（令和2年度に上口保育園と統合予定）、松倉保育園で30人以下となっており、平成31年度時点での充足率は、松倉保育園、住吉保育園、西布施保育園で60%以下となっています。大町幼稚園についても、同様な現状にあります。

また、3歳以上児が占める割合が大きく、今後も出生数減少に伴う少子化の進行が考えられることから、現在の3歳以上児の卒園とともに、いずれの園でも在園児数が大きく減少することが予想されます。

小規模園では、家庭的で細やかな保育や教育ができる反面、友達が固定しやすく、交友関係や遊びに広がりや深まりが見られない等の問題点が指摘されています。加えて、小学校の規模適正化が進展した現状を鑑み、望ましい集団活動を実践できる教育・保育環境を整備することが必要です。

②教育・保育の一体的な提供（認定こども園への移行）

本市の幼稚園は平成28年度に明星幼稚園が閉園し、平成31年度時点では公立の大町幼稚園のみとなっていますが、私立認定こども園5園が保護者の就労の有無に関係なく子どもを受入れてできる体制を提供しています。なお、令和2年4月には、私立保育園の魚津保育園、魚津第二保育園、上口保育園が認定こども園となり、幼稚園機能を提供していく予定です。

③施設・設備の改修（長寿命化対策）

本市の公立保育園・幼稚園は、一部を除き建物の老朽化が進んでいます。乳幼児は、避難行動要支援者であり、園舎の老朽化は大きな課題となっています。園舎の老朽化を勘案しながら園の適正配置の計画づくりを進めるとともに、順次、長期的視野に立った整備・補修計画を策定し、園舎の長寿命化対策を進めていく必要があります。

④民間活力の活用

現在、本市では8か所の保育園・認定こども園が民間により運営されており、全ての私立保育園・認定こども園の充足率は80%を上回っています。一方、公立保育園の充足率は一部を除き80%を下回っており、園舎の老朽化の問題や今後の教育・保育サービスの充実を考えても、民間による保育園・認定こども園・幼稚園の運営や統合について検討していく必要があります。

⑤適正な保育環境の基準

子どもは、小学校就学前までに「生きる力の基礎となる心情、意欲、態度」が育つことが期待されています。保育園・認定こども園・幼稚園では、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもを心身ともに健やかに育成することに努める必要があります。

このことから、3歳以上児の1クラスあたりの「適正」な園児数は、保育士等の経験や各種調査・研究結果から、3歳児クラスは概ね11人以上16人未満、4・5歳児クラスは概ね15人以上22人未満と考えられており、公立保育園の一部においては、「適正」な人数に「満たない」状態にあります。

⑥小学校規模適正化後の各放課後児童クラブの状況

平成31年度星の杜小学校への統合後、旧小学校区で実施していた住吉、上中島、松倉放課後児童クラブは令和2年度より星の杜小学校敷地内のクラブに統合します。当面、面積定員に対し高学年のニーズに応えられない可能性があります。

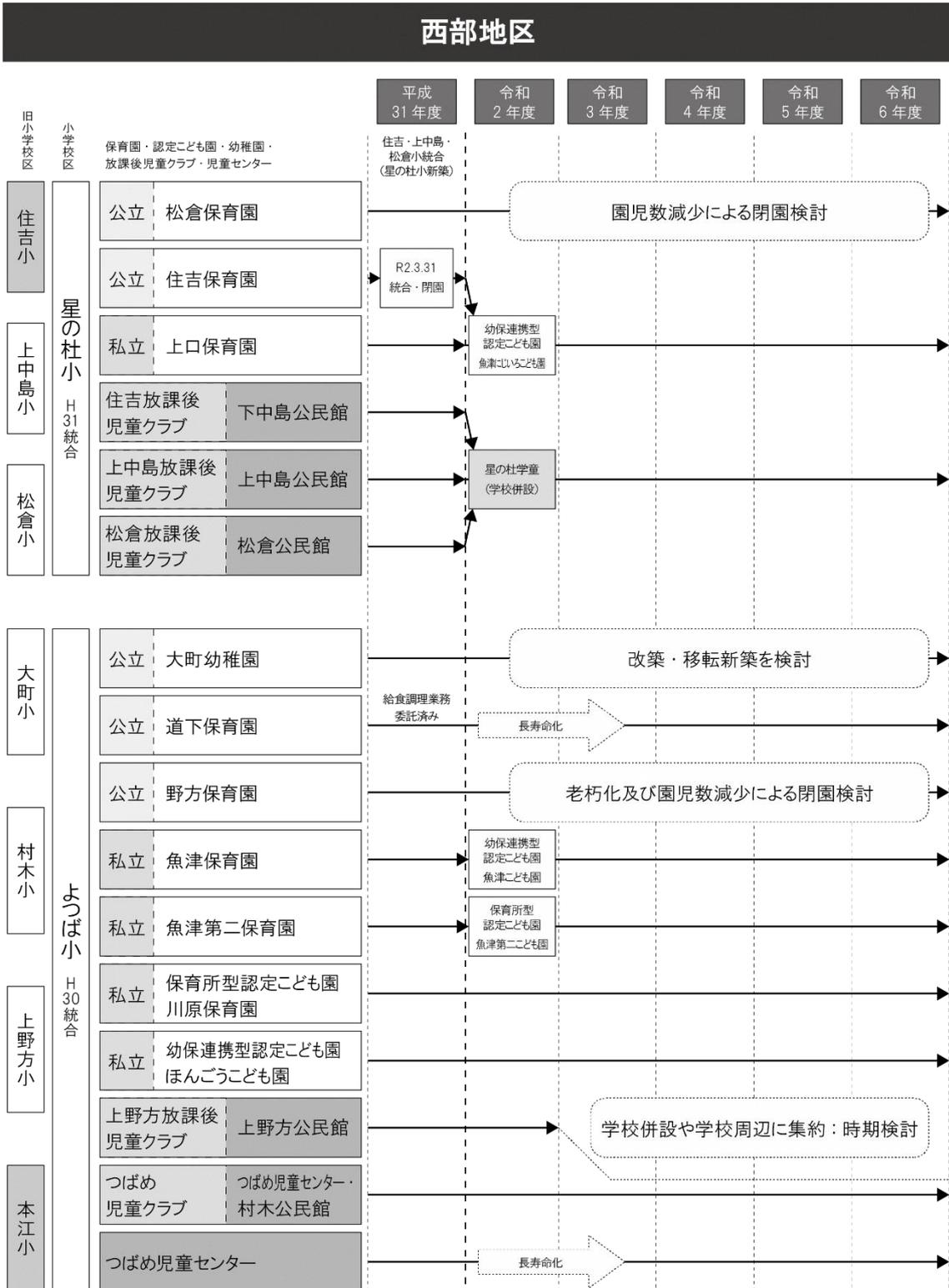
よつば小学校は、旧上野方小学校区の児童は上野方放課後児童クラブ、その他の児童は低学年がつばめ児童クラブ、中高学年が村木児童クラブを利用しています。上野方地区の利用児童は、減少傾向にあります。

清流小学校は、旧西布施小学校区の児童は西布施放課後児童クラブ、その他の児童はひばり児童クラブを利用しています。西布施地区の利用児童は、かなり減少しています。

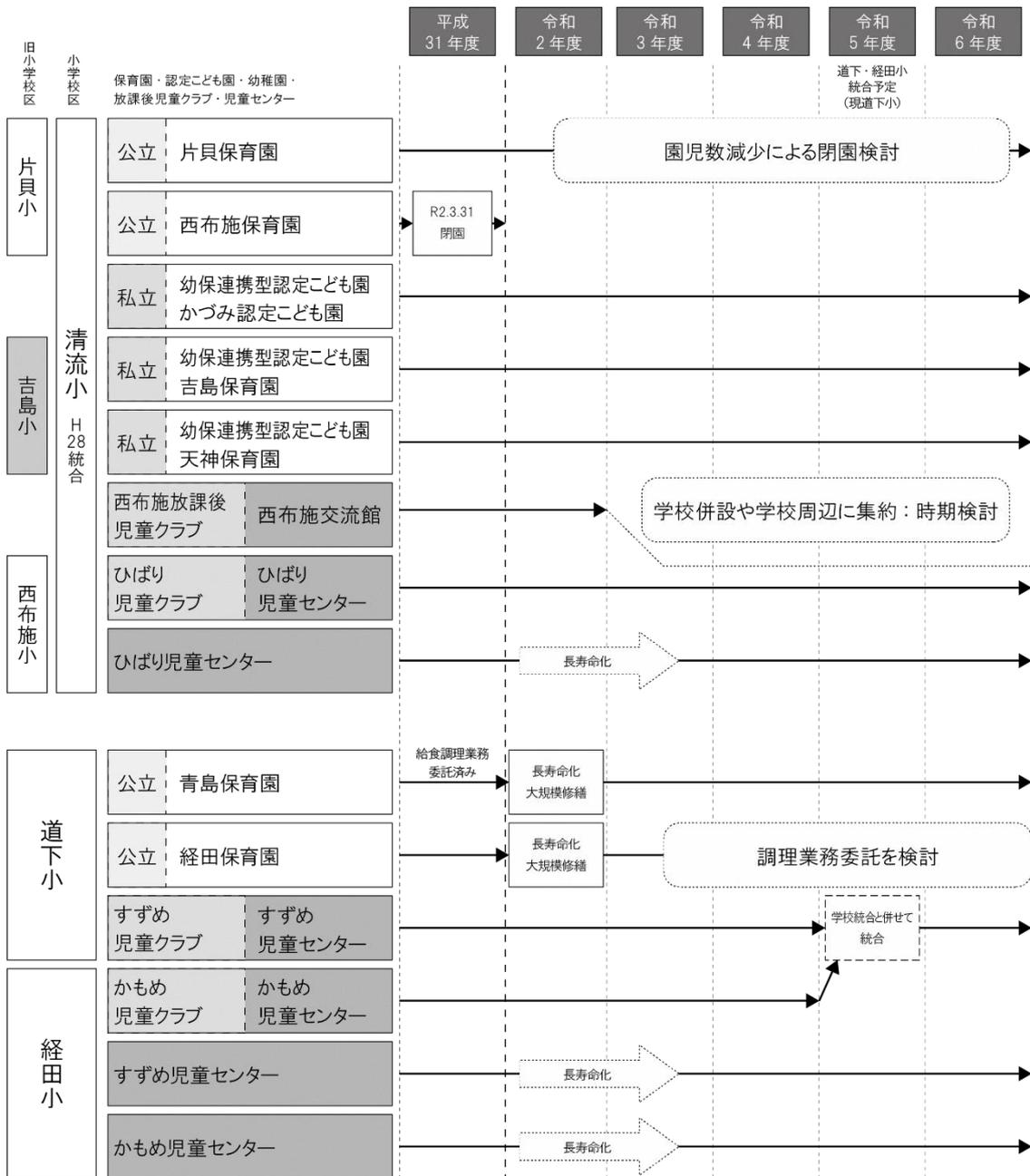
経田小学校はかもめ児童クラブ、道下小学校はすずめ児童クラブを利用しています。



■ 児童福祉施設配置



東部地区



3 魚津市の保育園・幼稚園、放課後児童クラブの適正配置の方向性

(1) 公立保育園・幼稚園の閉園、改築・移転新築、民営化等

近年の少子化の流れによる適正な保育環境の基準の考え方や小学校規模適正化による小1ギャップの緩和など、保育園の規模適正化を検討する必要があります。

本市における保育園等の配置については、前述のとおり、令和2年4月現在、公立7園・私立8園となります。少子化による園児数の減少については、民間活力の活用の観点から公立保育園を適正配置することを前提に検討を進めます。

第1期計画においては、「平成32年度以降で、園児数が10人以下となった園は休園を検討することとします。」とその基準を明記しておりましたが、西布施保育園については、10人以下になる前に、上記の観点から閉園となったことを踏まえ、片貝保育園、松倉保育園については、園児数の減少から計画期間内の閉園を検討します。野方保育園は、園児数の減少と園舎が老朽化していることから計画期間内の閉園を検討します。大町幼稚園は、本市唯一の幼稚園でありそのニーズも一部にあることから、複合施設化等も視野に入れながら、改築・移転新築の検討を行います。また、他の保育園についても園児数の減少、充足率の低下、園舎の老朽化等の要因を勘案し、民営化について民間児童福祉施設運営法人等と協議・検討していきます。

(2) 教育・保育体制の充実

女性の就業率の増加が見込まれることから、今後は更なる保育ニーズ（年度途中入所、延長保育、一時預かり事業等）の高まりが予測されます。多様化する働き方・暮らし方・子育ての仕方等に対して、柔軟に対応できるよう、保育人材確保や保育士等の業務改善につながる施策の展開を図ります。

(3) 放課後児童クラブのあり方

文部科学省が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の整備が進められるよう求められているところであり、今後、その整備について総合的に検討していく必要があります。

上野方放課後児童クラブについては、利用児童数の状況とつばめ児童クラブの利用児童数の状況を考慮の上、つばめ児童クラブへの受入れが可能な状況が継続する場合は統合を検討します。

西布施放課後児童クラブについては、通年利用児童が5人を下回ることになれば、受入れクラブの状況を考慮の上、閉所を検討します。

第6章 子どもの貧困対策の充実

1 子どもの貧困対策の基本的な考え方

「平成 28 年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によれば、子どもの貧困率は平成 27 年時点で 13.9%（7 人に 1 人）と発表されています。全国的に子どもの貧困対策の機運が高まっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持つことのできる社会を築いていくことが望まれます。

本市では、平成 30 年 3 月に「魚津市子ども・子育て支援事業計画」の追加版として「魚津市子どもの未来応援計画」を策定し施策を展開してきました。

また、国においても、令和元年 11 月 29 日に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針が示されたところです。

子どもの貧困対策を進めるにあたり、「魚津市子どもの未来応援計画」を引継ぎ、国の大綱に定める重点施策の①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援に加え、⑤周知の徹底を合わせて 5 つの柱として行政機関、関係機関等と連携を図りながら、以下の具体的な施策を総合的に推進します。

2 本市の実態と求められている課題

魚津市子育て家庭アンケート（平成 29 年実施）による調査やひとり親生活実態調査（平成 29 年実施）の結果から見えてきた本市の子どもの貧困問題に取り組む上での主な課題として、以下の 5 点があげられます。

（1）教育面に関すること

小学 5 年生及び中学 2 年生の保護者ともに 6 割前後が高校卒業後の進路として専門学校以上の学校への進学を希望しており、中学 2 年生の生徒も同様に希望しています。また、ひとり親では、「経済的理由で行かせることができない」と答える保護者が、専門学校・短大、大学と学歴が上がるごとに高くなっています。子どもが望む進路に向けた教育支援の充実が求められます。

また、「塾や習い事をしていない」理由として、「経済的に余裕がないから」という回答割合が高くなっています。経済事情で左右されない勉強ができる環境を創出する等の支援が必要です。

(2) 生活面に関すること

小学校5年生の低所得層で、「週に1日以上朝食を食べない日がある」割合は3割以上となっており、「週に1日以上お風呂にはいかない」の割合は2割近くとなっています。食事面や衛生面における支援の体制づくりが求められます。

小学校5年生の低所得層の保護者からは、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」を求める声が多く、関係機関や団体、市民・地域等と連携した支援が求められます。

また、育児面における悩みの解決や孤立を避けるためにも、子育てや子どもの健康等に関する相談事業体制の強化を図ることが望まれます。

(3) 保護者に対する就労支援に関すること

低所得層世帯においては、非低所得層世帯と比べて、父母の雇用形態が「正規の職員・従業員」の割合が低く、雇用期間の定めが「ある」の割合が高く、ひとり親においては、全体の3割以上が「パート勤務（アルバイトを含む）」です。雇用期間の定めのない「正規の職員・従業員」の安定的な雇用とそれによる安定的な収入の確保が、子どもの貧困を解消していくことにつながると考え、関係機関と連携し、就労支援をしていくことが必要です。

(4) 経済面に関すること

低所得層世帯全体の年間収入においては、400万円未満が全体の5割前後となっており、ひとり親世帯では300万円以下が全体の5割以上となっています。また、低所得層においては、週1日以上家計の先行きに不安を感じた人が7割以上もおり、経済的不安を解消し、子どもが安定して日常生活を送れるよう、手当等の助成や金銭面の支援が求められます。

(5) 支援体制に関すること

本市ではさまざまな支援や制度を実施していますが、認知度が低い状況にあります。特に、就学援助制度は「制度を知らなかった」、「対象になるかわからない」といった理由で利用していない人が、低所得層で2割以上となっており、周知・啓発の徹底が求められます。

3 施策の展開

子どもの貧困対策の基本的な考え方で述べたとおり、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援、⑤周知の徹底を5つの柱として、行政機関や関係機関等と連携を図りながら、以下の具体的な基本事業を総合的に推進するとともに、本市の子どもの貧困の状況の把握と基本事業の効果等を検証・評価するために指標を定めます。

(1) 教育の支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないように「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援等を通じて、総合的に対策を推進します。また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

【基本事業】

学校教育による学力の保障	要保護児童対策地域協議会の開催
教育相談体制の充実	放課後学習サポート事業
適応指導教室「すまいる」運営事業	ひとり親家庭等学習支援事業
放課後子ども教室	幼児教育の充実

(2) 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援において相談事業や情報提供の充実を図ります。また、子ども及び保護者の対人関係の築き方や社会参加の機会等にも配慮しつつ、食事面や衛生面を含めた生活全般について必要な支援を行うとともに関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

【基本事業】

生活困窮者に対する支援	病児保育の実施
乳児家庭全戸訪問	ファミリー・サポート・センター事業
養育支援訪問	要保護児童対策地域協議会の開催
新生児訪問・未熟児等訪問指導	食育の推進
療育相談	親学び講演会の実施
子育て支援センター	こども食堂の設置検討及び支援
子育て世代包括支援センター	災害備蓄品等の提供
相談事業の充実	「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施

(3) 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく、保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができる等教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

【基本事業】

自立支援教育訓練給付金	資格取得助成事業
高等職業訓練促進給付金	生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労支援
児童扶養手当受給者への就労支援事業	イクボス企業の拡充、ワーク・ライフ・バランスの推進
就労相談業務	

(4) 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていくなど、経済的支援は重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い、経済的負担の軽減を図ります。

【基本事業】

児童手当の支給	妊産婦医療費助成
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等医療費助成
特別児童扶養手当の支給	母子世帯援護資金貸付金
障害児福祉手当	富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金
こども医療費助成	生活保護による支援
保育料・幼稚園保育料の軽減	魚津市奨学資金貸与
放課後児童クラブの利用料減免	養育費の確保
児童生徒への就学援助	

(5) 周知の徹底

あらためてさまざまな支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が確実に市民に届くような体制づくりをします。各課において市の広報やホームページ、アプリを使った周知に努めます。ホームページにおいては、各担当する課から子どもの貧困に関する情報を集めたページを作り、情報収集・情報発信しやすい環境づくりに努めます。

また、保育園・認定こども園・幼稚園・学校等での制度パンフレット等の早めの配布等に心がけます。

【基本事業】

ホームページ子育て応援サイトの充実	資格取得助成、内職相談等の情報提供
子育て応援アプリの充実	就学援助等の情報提供
子育てガイドブック等の作成	

※子どもの貧困に関する指標

No.	指 標	国の直近値	未来応援計画 策定時	平成 31 年度
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7%	該当なし	該当なし
2	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0%	該当なし	該当なし
3	ひとり親家庭等の子どもの就園率	81.7%	100%	98.1%
4	ひとり親家庭等の子どもの高等学校進学率	95.9%	100%	100%
5	ひとり親家庭等の親の就業率	母子世帯 80.8% 父子世帯 88.1%	94.4%	94.4%
6	スクールソーシャルワーカーの配置数 (国：対応実績のある学校割合)	小学校 50.9% 中学校 58.4%	3人	3人
7	スクールカウンセラーの配置率	小学校 67.6% 中学校 89.0%	小学校 7校 中学校 2校	小学校 5校 中学校 2校
8	児童扶養手当受給者数、受給割合	—	286人 1.71%	315人 1.85%
9	就学援助制度認定者数、認定割合	—	229人 7.22%	199人 6.97%

4 推進体制と関係者の役割

(1) 推進体制

子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、行政、市民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組む必要があります。

計画の推進にあたっては、関係者が連携し、課題に沿った支援、取り組みを実施していきます。

(2) 関係者の役割

①行政の役割

子どもの貧困対策は、福祉・教育・労働等多くの分野に関連しているため、全庁が連携し、それぞれの施策を現状に合わせて推進します。

また、支援を必要とする子どもの情報等の実態把握に努め、学校、社会福祉法人、NPO法人等の機関や団体と連携し、地域における課題や必要な施策を検討し、各種施策に取り組むことが求められます。

②市民・地域・関係団体の役割

市民や子どもの支援に携わる地域、民間団体においては、市が実施する各種施策に協力するとともに、地域の子どもや家庭への状況に気を配り、子どもの様子に変化を感じた場合は、市や児童相談所、福祉事務所、学校、民生委員・児童委員、主任児童委員等へ連絡することが求められます。



第7章 子ども・子育て施策の推進

★マークがついている事業は、第4章において「見込み量」「確保方策」を設定している事業になります。目標値についての詳細は、第4章をご参照ください。

基本方針1 教育・保育環境を充実する

保育サービスを受ける低年齢児の増加や長時間利用の増加など、多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、民間活力も活用しながら、保育サービスの量的拡充を図るとともに、保育士等の職員の適正な配置や処遇改善にも留意しながら教育・保育の質の向上を図ります。また、産前・産後休暇、育児休業中の保護者に対する相談支援・情報提供及び子どもの受入れ体制を充実させ、安心して教育・保育サービスを利用できる環境を整備します。

施策目標1 多様な保育ニーズに応じた教育・保育の提供

【現状・課題】

- 本市では、少子化に伴い保育園・認定こども園の入所児童数（2号・3号認定）は減少しています。一方で、低年齢児の入所が増加傾向にあります。平成30年度に実施した「魚津市子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）でも、保護者が希望する保育園等の利用開始年齢は「1歳」とする回答割合が最も高く、低年齢児の入所数が一定期間続くと予想されることから、地域の実情に応じた施設のあり方とサービスの充実が必要となっています。
- アンケートによると、保育園・認定こども園・幼稚園等の土・日の定期的な利用希望は、土曜日の「利用意向あり」（「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた割合）が未就園児で4割弱、通園児で5割弱、日曜日の「利用意向あり」が未就園児で3割弱、通園児で4割弱となっていることから、休日保育の実施を検討していく必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	★通常保育	<p>家庭や地域における子育て環境の実情を踏まえ、人との関わりや多様な体験ができる保育の実践に努め、子育てを支援します。</p> <p>また、一層強まる低年齢児保育ニーズを踏まえ、受入れ体制を整備するとともに、少子化の現状を踏まえ、適正な施設配置を実施します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施保育園数	全園	継続	
2	★延長保育事業	<p>保護者の就労状況等により、認定を受けた保育時間を超える保育を希望する場合は、そのニーズに対応し、保護者が安心して就労できるよう保育を実施します。</p> <p>また、需要があれば時間拡大等について保育園と調整を図っていきます。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施保育園数	10園	11園	
3	★一時預かり事業	<p>幼稚園において、通常の教育時間後等に、保護者の希望に応じて、預かり保育を実施します。</p> <p>未就園児においては、家庭での保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育園・認定こども園において、一時的な預かりを実施します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施園数	全園	継続	
4	すこやか保育	<p>私立の保育園・認定こども園において、0歳児の健康管理のために看護師資格を持った職員を配置します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施保育園数	6園	8園	
5	地域活動事業	<p>保育園・認定こども園が持つ子育て支援の専門的機能を地域の需要に応じて地域住民に開放し、子どもや保護者と地域住民との交流を促進します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施保育園数	全園	継続	

事業		内容			担当課
6	障がい児保育	専門機関と連携しながら、集団保育が可能な障がいのある子どもの保育園・認定こども園における受入れを実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		受入れ保育園児数	可能な園児 全員受入れ	継続	
7	広域入所	魚津市外に居住する人でも、一定条件によって柔軟な受入れを実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施保育園数	全園	継続	
8	★幼児教育	幼稚園及び認定こども園において、義務教育やその後の教育の基礎を培う幼児教育を実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施園数	6園	9園	



施策目標 2 多様な主体による教育・保育の実施及び質の向上

【現状・課題】

- 令和2年4月現在、本市には、公立6園、私立8園の保育園と公立1園の幼稚園がありますが、少子化に伴い、保育園等の統廃合や認定こども園への移行が進められています。従来の保育園の機能と幼稚園の機能を合わせ持つ「認定こども園」に移行していくことは、多様なニーズへの対応につながることから、私立保育園の全てが「認定こども園」に移行する中で、今後、児童数の動向とニーズを把握しながら公立保育園についても移行を検討していく必要があります。
- アンケートによると、公立保育園の民営化に反対する人の中で、民営化にあたっての条件は、未就園児・通園児の保護者ともに「保育士の数を増員し、できるだけ家庭的なきめ細かい保育を行う」が最も高くなっています。また、「保育士研修の充実や経験豊富な保育士の配置など、保育士の質の確保・向上を図る」が高くなっています。施設の形態が変わっても教育・保育の質の確保及び向上が望まれていることから、環境の整備と質の向上に向けた取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	保育士研修の実施	保育の質の向上に向け、保育士研修の情報提供を行い、参加を促進します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		研修参加促進	60%	65%	
2	子育て支援コーディネーター	子育て支援の総合窓口として、子どもやその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		子育て支援コーディネーター数	2人	2人	
3	特別支援教育コーディネーター	就学前園児の情報が就学先の小学校に円滑に引き継がれるよう、園・学校との連携を支援します。 また、悩みを持つ保護者との面談、小中学校への指導助言等を行います。			学校教育課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		特別支援教育コーディネーター数	1人	1人	

施策目標3 産前・産後の休暇及び育児休業後等の保育サービスの円滑な利用の支援

【現状・課題】

- アンケートによると、本市における母親の育児休業取得状況は約6割であり、育児休業を取得したほとんどの母親が休業後に職場復帰しています。本市では、職場復帰の際に教育・保育サービスをスムーズに受けられるよう、年度途中の入所申し込みを受け付けています。また、産前・産後休暇、育児休業明けの保護者が希望に応じた保育園・認定こども園・幼稚園等を利用できるよう、一層の相談支援、情報提供等を行い、保育サービスの円滑化を進める必要があります。
- 子育てに関して孤独にならないようにするためにも、身近に相談できる場を整備するとともに、相談窓口の情報発信を行い、子育て等に悩んでいる保護者の支援を強化していく必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	年度途中入所	全ての保育園・認定こども園において、年度途中入所の対応を実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施保育園数	全園	継続	
2	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談や助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整・連携等を実施します。			こども課 健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施か所数	2か所	2か所	

基本方針 2 子育てを支える地域をつくる

身近な地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てサービスの充実とボランティア活動を推進します。また、地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関・体制を整備し、地域ぐるみで子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

施策目標 1 地域における子育て支援の充実

【現状・課題】

- 核家族化が進行している中で、地域において気軽に子育ての相談や支援、協力が受けられる体制の強化と事業の周知が必要です。
- 子どもの遊び場を求める声が多いことから、子育て期の親子等が交流できる場である「子育て支援センター」での事業をより積極的に周知・広報し、地域とのつながりを深めながら子育てできる環境づくりを進めます。
- 子どもを事故から守るため、交通安全を確保する活動を推進するとともに、犯罪や災害等から子どもを守るための体制づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	★地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおいて、親子がともに遊び、自由に交流する場を提供します。 また、子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供を実施します。			健康センター こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	2 か所	2 か所	
2	育児サロン	子育ての悩みを相談し合える保護者同士の仲間づくりと子どもの遊び場として、未就園児を対象とした育児サロンを実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	15 か所	13 か所	

事業		内容			担当課
3	マイ保育園	妊婦や概ね3歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、各地域の保育園を身近な子育て支援拠点と位置付け、保育園入所前から登録保育園でのサービスを受けられるようにする「マイ保育園」への登録を促進します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施保育園数	9園	継続	
4	安全対策事業	地域の安全対策として園の散歩コースや登下校の通学路の危険箇所について、施設管理者、道路管理者及び地元警察等と合同で点検を実施します。			こども課 学校教育課 環境安全課 建設課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		関係課による合同調査	年1回	継続	
5	防犯カメラ設置事業	子どもや地域の方が不安を感じる犯罪等を未然に防止するため、地域防犯の目的で防犯カメラを設置します。			環境安全課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		防犯カメラの設置数	51か所	61か所	

施策目標2 子育て支援のネットワーク

【現状・課題】

- 子どもが成長していく中で家庭が抱える悩みごとの相談に応じ、安心して育児ができるよう、「子ども家庭総合支援拠点」を整備するとともに、関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートが必要です。
- 本市では、子育てに関するさまざまなサービスや支援が提供されています。必要な情報を必要な時に適切に提供できるよう、各種情報媒体を有効に活用しながら情報提供を行うことで、子育て家庭を支援していく必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	(新) 子ども家庭総合支援 拠点事業	<p>全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。このサポート体制の整備により、要保護児童対策地域協議会の調整担当機関を担うことで、支援を必要としている子どもやその世帯等への訪問、見守り、適切なサービス提供など、きめ細やかな対応を継続的に実施します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	0 か所	1 か所	
2	子育て支援マップ・ ガイドブック	<p>子育て家庭を支援するため、子育て情報を掲載した「子育て応援マップ」、「子育て応援ガイドブック」を妊婦や転入者等に配布します。内容については、毎年度見直しを行い、最新の情報を提供します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		対象者・希望者への マップ・ガイドの配布	継続	継続	
3	子育て支援サイト・ アプリ	<p>市のホームページにて、子育てに関するイベント情報や子育て支援マップ等の情報提供を行います。 また、スマートフォン専用アプリ「育ナビうおづ」でも子育てに関する情報を提供し、子育て中の保護者をサポートします。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		最新情報の提供	継続	継続	
		アプリ登録数	650 人	700 人	

施策目標3 ボランティア活動の推進

【現状・課題】

- 子育て家庭が日常生活を送る中で、その家庭だけでは対応できないことも多々あります。地域住民等による助け合い・支え合いによる支援も必要であることから、魚津市社会福祉協議会内の魚津市ボランティアセンターにおける情報提供を利用する等地域のボランティア情報の周知を強化し、必要とする人が円滑に利用できる環境づくりが望まれます。
- 子育て支援の強力な担い手を育成していくためにも、子育てボランティアの育成を推進し、支援体制の整備とネットワーク化を強化することが必要です。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	ネットワーク構築	魚津市ボランティアセンターと連携しながら、地域のボランティア団体との情報交換を実施し、ネットワークを強化します。			地域協働課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		情報交換会実施回数	2回	2回	
2	読み聞かせボランティア	図書館等で、本の読み聞かせを行う「読み聞かせボランティア」を幅広く募集し、育成を図ります。			図書館
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施回数	74回	74回	
		参加者数	1,115人	1,050人	
ボランティアの人数	44人	41人			

基本方針 3 母と子の健康を支える

全ての子どもが健やかに成長していけるように、妊娠・出産・育児期それぞれのライフステージに応じた情報提供、保健指導、相談、支援等といった母子保健施策や関係機関・団体との連携を強化し乳児家庭等への訪問を行い、母子の健康水準の向上に取り組みます。また、子どもの安全・安心の確保のため、小児医療の充実に取り組みます。

なお、基本方針3では、各施策目標を本市の母子保健計画に位置づけ、母子保健の推進に取り組みます。

施策目標 1 母子保健サービスの充実

【現状・課題】

- 母子保健の水準が改善する一方で、晩婚化による出産の高齢化が進んでおり、妊娠中から産後の適切な健康管理が求められています。妊婦自身が妊娠の早期届出や妊産婦健康診査の受診等自ら健康行動を行えるよう、妊娠期から産後の各ステージに応じた情報提供や保健指導、相談、支援等の取り組みの強化が必要です。
- 産後まもない産婦に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、身体的回復や心理的な安定を図ることで安心して子育てができるような支援が必要です。
- 核家族化の進行と地域のつながりの希薄化等により、育児に関する疑問や悩みを相談する人が身近におらず、母親が育児不安に陥るケースがあります。母親の育児不安を軽減し、孤立化を防ぐために、気軽に相談できる場や支援体制の整備が必要です。
- 乳幼児においては、きめ細かい健康管理が必要です。乳幼児の健康診査を充実させることで、障がいや先天性疾患の早期発見につながります。発達段階に応じた健康診査の実施、情報提供、保健指導、相談、支援等を行う取り組みが必要です。
- 年齢や健康上の理由から不妊治療を望む夫婦が増える一方で、不妊治療には高額な医療費がかかることから、治療を躊躇したり、途中で断念したりするケースがあります。子どもの出産を望む夫婦には、心理的な支援や経済的な援助が必要とされています。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	母子手帳の交付	妊娠届出者に母子手帳を交付します。交付時に妊婦の健康相談を実施し、それぞれに寄り添った親子健やかプラン（子育てプラン）を提示します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	100%	100%	
2	妊婦健康診査	医療機関にて、適時かつ必要に応じた妊婦健康診査や、妊婦歯科健康診査を実施します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		妊婦健診受診者（延べ数）	3,000 人	3,100 人	
		妊婦歯科健診受診者	120 人	150 人	
3	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、全ての産婦を対象に産後 2 週間と 1 か月の 2 回産婦健康診査を実施します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		産婦健診受診者（延べ数）	440 人	450 人	
4	妊産婦乳児訪問	初妊婦や転入者を対象に母子保健推進員が家庭訪問し、妊娠や出産の相談に応じます。 また、保健師や助産師によるハイリスク妊産婦、生後 28 日以内の新生児・未熟児等への家庭訪問を実施し、適切な健康管理と情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		妊婦訪問	100 人	100 人	
		産婦・新生児・未熟児等訪問	500 人	500 人	

事業		内容			担当課
5	産後ケア事業	産婦と乳児を対象に助産師が心身のケアや育児サポート等を行い、身体的回復や心理的な安定を図ることで安心して子育てができるよう支援します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		訪問型	実施	実施	
		通所型	未実施	実施	
宿泊型	未実施	実施			
6	★乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		乳幼児全戸訪問率	100%	100%	
7	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		養育支援訪問世帯	15世帯	15世帯	
8	乳幼児の健康診査	乳幼児期の子どもの健康・発育・発達状況を確認し、的確な健康管理と異常の早期発見を行います。 保護者の育児負担を確認し、情報提供や助言を行い、必要な保健指導を行います。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		4か月児健診受診率	100%	100%	
		1歳6か月児健診受診	100%	100%	
3歳児健診受診率	100%	100%			

事業		内容			担当課
9	むし歯予防 パーフェクト作戦事業 (歯科健診・フッ素塗布事業)	むし歯予防のため、1歳6か月児健康診査後、希望者に3歳に至るまでの約半年毎計4回のフッ素塗布や歯みがき指導を行います。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		むし歯のない子ども (3歳児)の割合	85%	90%	
10	子育て世代包括支援 センター事業	妊娠から出産、子育て期(主に就学前)までの切れ目のない相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を図り、各種の教室や相談事業を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減に努めます。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		関係機関連携会議	12回	12回	
11	不妊治療費助成事業	子どもの出産を望んでいながら、子どもに恵まれない夫婦には特定不妊治療や男性不妊治療、不育症治療に対する治療費の助成を行います。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		特定不妊治療費助成	継続	継続	
		男性不妊治療費助成	継続	継続	
不育症治療費助成	継続	継続			
12	予防接種事業・ 感染症対策事業	国が定める定期予防接種を適切に実施します。 感染症に対する啓発と情報提供のため、スマートフォン専用アプリ「育ナビうおづ」で感染症に関する情報を配信します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		予防接種率(BCG)	99%	99%	
		予防接種率(麻しん・風しん混合2期)	99%	99%	

施策目標 2 小児医療の充実

【現状・課題】

- 今後の日本の社会を担う乳幼児の生命を守り育てるためにも、小児医療・小児救急医療は非常に重要です。保護者自身が正しい医療や受診の知識を持つとともに、適切な医療を適時に受診できる医療環境を維持することが必要です。
- 新川医療圏小児急患センター事業として、中学生以下の急病と乳幼児のケガに対し、公的病院、医師会、関係大学、行政等の連携協力により、新川医療圏における第一次の小児救急医療体制の整備が図られています。夜間、休日・祝日・年末年始等の診療に対応しています。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	こどもの医療費助成事業	0歳児から中学校3年生の年度末までの子どもに対し、医療機関等で診療を受けた際の保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）を助成します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		市広報、ホームページによる周知、個別相談対応	継続	継続	



基本方針4 子どもの生きる力を育む

保護者が教育・保育について学ぶ機会を創出し、家庭での子育てが適切で円滑に進めていけるよう、また、地域においても子どもの成長を適切に支えていけるよう、家庭・地域の教育力向上のための取り組みを進めます。

また、子どもの健康・体力の増進とともに、子どもの自主性や社会性、創造性を育むために、スポーツを楽しむ場、子ども同士で遊べる場、異世代と交流できる場を提供し、子どもの心と体の健全な成長を促進します。

施策目標1 家庭や地域の教育力の向上

【現状・課題】

- 近年、いじめや不登校、児童虐待等が深刻化しています。核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等が背景にあると考えられることから、親や地域の教育力を向上させることが必要です。家庭における子育てを再考する機会をつくとともに、地域での支援体制を構築し、地域ぐるみで子育てを行っていくことが望まれます。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	親学び講座・ 子育て講演会	保護者が、子育てについて振り返り、再考する機会となるグループワークや講演会等を開催します。			生涯学習・ スポーツ課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		就学時健診等子育て講演会（小中学校）の実施	2回	各校1回 （7回） 以上/年	
保育園・認定こども園・幼稚園での子育て講座の実施	2回	各園1回 （15回） 以上/年			
親学び講座等の実施	7回	各校・各園 1回（22回） 以上/年			
2	PTA活動	家庭や地域の「教育力」の向上を図るため研修会を実施します。			生涯学習・ スポーツ課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
研修会開催	3回 以上/年	各校1回（7回） 以上/年			

施策目標 2 子どもの心と体の健全育成

【現状・課題】

- アンケートによると、子どもを健やかに育むため地域で必要な取り組みについて、「地域内での子どもの安全を確保するための活動」が高い一方で、「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす教育を強化する」、「地域の歴史や文化、自然を体験したり、学ぶ機会を増やしたりする」が高くなっていることから、地域における文化やスポーツ活動の充実が求められています。
- 本市では、13か所の地区公民館において、子どもから高齢者までさまざまな年代の人が交流できる活動が行われており、子どもたちの社会性を育むとともに、地域のつながりを強くする場となっています。
- スポーツ少年団の団員数や加入率が減少しています。子どもたちがスポーツを楽しみ、活動を通じて協調性や社会ルールを学ぶ大切な場でもあることから、加入促進を図るとともに、今後の運営のあり方を検討していく必要があります。
- アンケートによると、約4割の保護者が児童センターの利用経験がないという結果が出ていることから、活動内容の周知を図り、利用促進に努める必要があります。
- アンケートやヒアリング調査によると、天候に左右されない子どもの遊び場や公園の遊具の充実を求める声、公園の遊具で遊んでいる人がいないとの意見があることから、公園の有効利用を検討し、整備することが求められています。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	生涯学習活動	幅広い年代の人が参加し、地域住民の交流の場となるよう、さまざまな活動を実施し、地域のつながりを強化します。			生涯学習・ スポーツ課 地域協働課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		交流事業実施か所数	13か所	13か所	
2	スポーツ少年団	子どもの健全な心身を育成するため、スポーツ少年団の加入促進を図るとともに、時代のニーズに合わせたスポーツ活動を推進します。			生涯学習・ スポーツ課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		団体数	31団体	31団体	
		団員数	533人	585人	
加入率	29.3%	36.0%			

事業		内容			担当課
3	総合型地域 スポーツクラブ	子どもから高齢者までがさまざまなスポーツに触れ、親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成支援を実施し、地域のスポーツ活動の充実を図ります。			生涯学習・ スポーツ課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		地域数・拠点数	3 か所	3 か所	
4	児童センター運営 事業	既存施設の有効活用を図り、子どもにとって安全な居場所となるよう、利活用方法を検討します。 遊びを通しての友達作りや助け合う心・創造する力を育てることを基本に、さまざまな遊びや行事等の企画に努めます。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		児童館数	4 館	4 館	
5	都市公園整備事業	既存公園の有効活用を図るため、子どもの遊び場機能が求められる地域・公園の絞り込みを行い、優先的な地域・対象公園から具体的な整備計画を進めていきます。			都市計画課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		公園の選定数	0 か所	5 か所	
		公園整備数	0 か所	2 か所	
6	屋内の子どもの 遊び場整備事業	雨天等でも子どもが利用できるレクリエーション施設の整備に向け、関係機関と連携・協議を進めます。			こども課 都市計画課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		整備数	1 か所	2 か所	

基本方針5 子育てと仕事の両立を支える

柔軟な働き方の導入や男性の育児休業の取得推進など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を推進するとともに、女性が出産後も安心して子育てと仕事を両立できる支援サービスの充実を図ります。また、共働き家庭の児童等を含め全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童対策の取り組みを推進します。

施策目標1 雇用環境の整備及び啓発

【現状・課題】

- 日本経済の維持・発展には、女性の能力活用が必要不可欠です。本市における女性の労働力率は、国・県と比較しても高くなっている一方で、結婚・出産・育児により離職する女性が多いという現状もあります。アンケートによると、育児休業を取得していない理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」という回答が高く、結婚・出産・育児を送りながらも働き続けられる環境の整備が急務です。
- 男女ともにワーク・ライフ・バランスを保ちながら生活していくには、企業の理解や協力が不可欠です。女性のみならず、男性にも育児休業、短時間勤務の取得を促進し、仕事と家庭の両立ができる職場環境を創出するよう、企業に対して強く求めていく必要もあります。
- 令和元年度現在、県が実施する子育て支援に取り組む企業への優遇措置等を行う「元気とやま！子育て応援企業」に本市から28事業所が登録されています。また、国では、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対し、助成金や税制による支援など、インセンティブの付与が進められています。このような取り組みの周知を強化することにより、企業が子育て支援に取り組むきっかけを与えることが必要です。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	地域企業啓発事業	市広報誌やホームページ、商工会議所会報誌等において、仕事と子育ての両立に向けた支援制度や取り組みについて、情報提供を行います。 また、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催するなど、企業への意識啓発を図ります。			商工観光課 地域協働課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		広報誌等掲載数	3回	3回	
		啓発セミナー開催数	1回	1回	
2	多様な働き方に関する情報提供	企業訪問等を通して、ワークシェアリングやテレワークなど、多様な働き方に関する情報提供を進めます。			商工観光課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		広報誌等掲載数	3回	3回	
		企業訪問数	120社	120社	

施策目標2 家庭での子育て協力体制の構築

【現状・課題】

- 本市においては、女性の労働力率が高いことから、市民一人ひとりの意識改革により、父親の家事・育児参加の促進を強化していく必要があります。男性が育児休暇を取得する比率は増えてきているものの、まだ低く今後も継続して啓発していく必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	男女共同参画推進啓発	男女共同参画推進のため、男女共同参画に関するさまざまな講演会等を実施することで、性別にかかわらず、持てる力を発揮し、喜びと責任を分かち合える環境を創出します。			地域協働課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		講演会等の開催	5回	5回	

施策目標3 子育てと仕事の両立を支えるサービスの充実

【現状・課題】

- 本市では、病児保育を実施していますが、アンケートによると利用実績は少なく、利用しなかった理由として「子どもが不安がるから」が最も高くなっています。仕事を持つ父母が、子どもが病気にかかった時に不安なく預けられる病児保育の運営が必要です。
- ファミリー・サポート・センター事業の制度そのもの知らない人が見受けられることから、制度と利用方法を周知し、子育てと仕事の両立に役立ててもらえるように利用促進を図る必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	★病児保育事業	病気や病気の回復期の子どもが、集団生活や家庭での保育が困難な時期に一時的に子どもを預かり、保育します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		実施か所数	1か所	1か所	
2	★ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と子育てを援助したい人を会員として組織化し、相互援助活動を実施します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		サービス提供会員数	20人	20人	
		依頼会員数	110人	110人	

施策目標 4 放課後児童支援施策の充実

【現状・課題】

- 本市では小学校区ごとに放課後児童クラブを実施していますが、上学年の対応が遅れています。アンケートによると、放課後児童クラブを利用している人の要望として「利用できる学年を拡大してほしい」が最も高いことから、利用学年の拡大を整備する必要があります。また、放課後子ども教室に対する要望として「いろいろな体験活動を充実させてほしい」が最も高いことから、充実した活動プログラムの実施が求められています。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	★放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、指導員のもと、授業の終了後や休業日の適切な遊び及び生活の場を提供します。 上学年の受入れニーズの高まりを踏まえ、受入れ体制を整備します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	13 か所	10 か所	
2	放課後子ども教室・土曜教室	放課後や週末に子どもの居場所をつくるため、学校の校庭や教室を開放し、地域住民の協力によるスポーツや文化活動の実施とプログラムの充実を図ります。			地域協働課 こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		放課後子ども教室実施か所数	3 か所	3 か所	
		放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型実施か所数	1 か所	1 か所	
土曜教室実施か所数	13 か所	13 か所			

基本方針 6 全ての親子の権利を守る

全ての子どもが、心身ともに健康に、未来に向けて成長する権利が保障されるよう、市民に向けた啓発活動を進めます。

近年、深刻化している児童虐待においては、関係機関との連携強化や地域における協力体制の構築を図り、虐待防止及び早期発見につなげるとともに、支援体制の充実を図ります。

特別な支援が必要な子どもに対しては、状況に即した支援が行われるように、支援サービスの充実と支援体制の強化を図ります。

施策目標 1 子どもの権利の確保

【現状・課題】

- 国連が制定した「子どもの権利条約」に基づき「魚津市子どもの権利条例」を制定し、全ての子どもが生まれたときから持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を尊重するまちであることを明らかにしています。子ども達が、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情を持って育てられ、健やかな成長を保障されるよう、心豊かな社会を築いていくことが重要です。
- 次世代を担う子どもの権利が確保される環境づくりのため、人権学習を通じて啓発に努める必要があります。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	こどもの権利委員会	子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図り、全ての子どもの権利の保障を推進します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		開催数	1回	1回	
2	子ども会議	小・中学生によって構成される「子ども会議」において、学校や学年の垣根を越えて交流を深め、子どもの権利に関する内容に基づき、さまざまな視点から話し合いを行います。			学校教育課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		開催数	1回以上/年	継続	

事業		内容			担当課
3	「子どもの権利条例」の周知・啓発	「子どもの権利条例」について、市広報誌、ホームページ等において、内容の周知・啓発を図り、市民が子どもの権利について理解を深めるよう努めます。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		市広報誌掲載数	1回	1回	

施策目標 2 児童虐待防止対策の充実

【現状・課題】

- 児童虐待の防止に関する法律の改正により、令和2年4月1日から子どものしつけに際して、保護者の体罰禁止が明文化されました。児童虐待や不適切な養育は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に影響を及ぼします。本市では、「魚津市要保護児童対策協議会」において、要保護児童の早期発見や関係機関との情報共有を図っていますが、虐待防止及び早期発見をより確実にするためにも、関係機関との連携強化をより一層図り、支援体制を強化することが必要です。
- 子育て家庭の孤立化が、育児不安等を助長させることにつながり、虐待へと発展することもあります。児童虐待は各家庭の問題ではなく、地域や社会全体の問題と捉え、地域の身近な人々が虐待防止に向けた意識を持つことが重要です。
- 国において、「子供の貧困対策に関する大綱」により、基本的な方針及び重点施策が掲げられ、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが夢や希望をもつことができる社会を築いていくことが望まれています。貧困の連鎖を断ち切るためにも、支援を必要とする子どもたちの情報等の把握と支援サービスの提供につなげる必要があります。

〔第6章 子どもの貧困対策の充実〕と関連する課題〕

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	要保護児童対策 地域協議会	<p>虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や早期対応を図るため、関係機関との連携を強化することにより、民生委員や学校から持ち込まれる情報や相談を共有し、適切な対応に努めます。</p> <p>また、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会を実施し、困難な事例への対応を進めます。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		代表者会議開催	1回	1回	
		実務者会議開催	3回	3回	
個別ケース検討会開催	実施	継続			
2	(新) 子ども家庭総合支援 拠点事業 (再掲)	<p>全ての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。このサポート体制の整備により、要保護児童対策地域協議会の調整担当機関を担うことで、支援を必要としている子どもやその世帯等への訪問、見守り、適切なサービス提供など、きめ細やかな対応を継続的に実施します。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	0か所	1か所	
3	産婦健康診査 (再掲)	<p>産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、全ての産婦を対象に産後2週間と1か月の2回産婦健康診査を実施します。</p>			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		産婦健診受診者(延べ数)	440人	450人	

事業		内容			担当課
4	★乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問) (再掲)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		乳幼児全戸訪問率	100%	100%	
5	養育支援訪問事業 (再掲)	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		養育支援訪問世帯	15世帯	15世帯	
6	産後ケア事業 (再掲)	産婦と乳児を対象に助産師が心身のケアや育児サポート等を行い、身体的回復や心理的な安定を図ることで安心して子育てができるよう支援します。			健康センター
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		訪問型	実施	実施	
		通所型	未実施	実施	
宿泊型	未実施	実施			

施策目標3 子どもの貧困対策の充実

【現状・課題】

- 本市における児童扶養手当受給者数は減少傾向にあるものの、貧困家庭に対しては、経済的な支援をはじめ、保護者のキャリアアップにつながる就労支援など、それぞれの家庭状況に合わせた適切な支援が必要です。
- 経済的な理由から、子どもの教育機会に格差が生じないように、金銭的な負担が少なくても学習できる環境の創出が必要です。
- 日々の生活を送っていく中で、一人では対応しきれないことも数多くあります。さまざまな悩みや困りごとがでてきた際に気軽に相談できる体制の充実と窓口の周知が望まれます。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	母子・父子家庭 自立支援教育訓練 給付金事業	ひとり親家庭の保護者の就業を支援するため、就職に必要な資格取得に向けて教育訓練講座を受講する際、受講費用の一部を助成します			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		対象者、希望者への個別 相談対応	継続	継続	
2	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図るため、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		市広報誌・ホームページ による周知、個別相談対 応	継続	継続	
3	ひとり親家庭等 医療費助成事業	18歳年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等に対し、病気やケガで医療機関に通院したり、入院した場合の医療費を助成します。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R1実績	R6目標	
		市広報誌・ホームページ による周知、個別相談対 応	継続	継続	

事業		内容			担当課
4	ひとり親家庭等 学習支援事業	ひとり親家庭等の小・中学生を対象に、学習支援ボランティア等による無料の学習支援を行います。			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施回数（年間）	52回	52回	
		利用延べ人数	10人	10人	
5	相談事業	<p>貧困の状況にある家庭に対し、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員等による相談や情報提供を実施します。</p> <p>また、民生児童委員、主任児童委員にも同様に相談に対応できるよう資質の向上を図ります。</p>			こども課・ 社会福祉課・ 学校教育課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		家庭児童相談室の設置	継続	継続	
		就労支援相談室の実施	継続	継続	
		教育相談の実施	継続	継続	
6	こども食堂	<p>子ども達の放課後の居場所等として、こども食堂への支援を実施します。</p> <p>また、子どもだけでなく地域住民も利用できることから、地域の情報交換やコミュニティの場となるように環境の整備を図ります。</p>			こども課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		実施か所数	3か所	4か所	

施策目標 4 障がい児施策の充実

【現状・課題】

- 近年、発達障がい等の子どもが増加傾向にあります。本市では、健康診査時等に、発達に遅れのある子どもの早期発見に努めており、知的障がい、発達障がい、医療的なケア児など、障がいに応じた個別の療育を実施しています。
- 保護者の中には、子どもの障がいを受入れられない人が少なくなく、発見の遅れが、ひいては受診の遅れにもつながります。保護者の心身のサポート及び相談や個別対応が行える体制づくりが必要です。
- 関係機関との連携を一層強化し、障がい児に対するサービスの充実を図るとともに、子どもの個性や能力を伸ばす療養支援が必要です。

【具体的な取り組み】

事業		内容			担当課
1	児童発達支援	障がいに応じた個別の専門的な療養を受けられるよう、通所利用の障がい児だけでなく、地域の障がい児やその家族、保育所等の施設に通う障がい児に対しても支援や療育を実施します。			社会福祉課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		利用者数	7人	7人	
2	放課後等 デイサービス	学校授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的に支援し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを実施します。			社会福祉課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		利用者数	36人	36人	
3	保育所等訪問支援	保育園・認定こども園・幼稚園、小学校など、普段通っている施設へ支援員が訪問し、集団生活に適應できるようサポートし、安定した利用を促進します。また、訪問先のスタッフに対して、専門的な支援を実施します。			社会福祉課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		利用者数	3人	5人	
4	障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画の作成と一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行います。			社会福祉課
		計画期間における方向性			
		目標値	R 1実績	R 6目標	
		利用者数	10人	48人	

第8章 推進体制

1 子ども・子育て会議での計画の評価と点検

本計画を着実に推進するため、庁内の推進体制や市民、地域、団体等との協働体制の中で施策・事業を実施していくとともに、その進捗状況を定期的に評価・点検し、今後の事業実施に反映します。

また、計画に掲げた施策・事業の実施状況については、「子ども・子育て会議」にて進捗状況等を報告し、適切に実施されているかを評価・点検します。

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保の内容等、具体的な数値目標を設定した部分については、詳細にその状況を確認し、計画と大きな乖離が見られた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

2 庁内の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ保健・医療・雇用・生活環境など、多岐の分野にわたっています。こども課を中心に、「魚津市少子化対策推進庁内会議」の中で、関係各課の施策・事業の実施状況を定期的に共有するとともに、関係各課との連携を強化し、取り組むべき課題等の共通認識を持ち、本計画を総合的・計画的に推進します。

3 市民・地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき子育て支援施策・事業を着実に実施していくとともに、市民や企業、保育園・認定こども園・幼稚園、学校等、地域の関係団体等の協力と主体的な取り組みが必要不可欠です。

そのため、本計画の内容を市広報誌やホームページ等を通じて、積極的に周知や啓発活動等を行うとともに、子ども・子育てに関わる関係機関や企業、各種団体等と連携・協力体制を強化し、本計画の取り組みを推進します。

4 広域調整や県との連携

市を越えた広域的な教育・保育のニーズ、障がい児や要保護児童への対応等、供給体制や支援体制の整備が必要な場合は、県及び近隣市町村との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。

参考資料

1 計画の策定経過

(1) 平成30年度

年月日	内 容
平成30年 7月30日	第1回魚津市子ども・子育て会議 【内容】 ・魚津市子ども・子育て支援事業計画進捗状況 ・第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画策定に係る各種調査事業 ・住吉保育園の民営化等 ・放課後児童クラブ（学童保育）の施設利用状況等
平成30年 8月27日	第1回魚津市少子化対策推進庁内会議 【内容】 ・魚津市の人口の推移と長期的な見通し ・平成30年8月1日現在 魚津市の保育実施児童数 ・魚津市子ども・子育て支援事業計画 ・保護者アンケート集計結果並びに保護者説明会概要 ・魚津市行政改革推進協議会 公共施設再編方針確認 ・関係各課における子育て支援等に係る既存事業及び今後考えられる事業（案）
平成30年 11月7日	第2回魚津市子ども・子育て会議（書面開催） 【内容】 ・第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票
平成30年 11月16日～ 11月26日	子ども・子育てに関するアンケート調査票配布期間
平成31年 2月5日	第2回魚津市少子化対策推進庁内会議 （魚津市子ども・子育て会議に係る庁内関係課打合せ） 【内容】 ・第2期魚津市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の進捗状況 ・住吉保育園民営化の進捗状況 ・魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱改正 ・富山県地域活動団体（母親クラブ）市町村協議会設置促進事業対応状況 ・平成31年度の学童対応

年月日	内 容
平成 31 年 2 月 13 日	第 3 回魚津市子ども・子育て会議 【内容】 ・住吉保育園民設民営化の進捗状況 ・公共施設再編計画に伴う西布施保育園保護者説明会等の経過報告 ・平成 31 年度以降の放課後児童クラブ対応 ・富山県地域活動団体（母親クラブ）市町村協議会設置促進事業対応状況 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の進捗状況 ・魚津市立保育所一時預かり保育事業実施要綱改正

(2) 令和元年度

年月日	内 容
令和元年 7 月 30 日	第 1 回魚津市子ども・子育て会議 【内容】 ・第 1 期魚津市子ども・子育て支援事業計画進捗状況 ・幼児教育・保育無償化の制度概要 ・教育・保育事業（幼稚園・保育園・認定こども園）の見込み量 ・放課後児童クラブの見込み量
令和元年 12 月 5 日	第 1 回魚津市少子化対策推進庁内会議 【内容】 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画（素案）
令和元年 12 月 20 日	第 2 回魚津市少子化対策推進庁内会議 【内容】 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画（素案）
令和元年 12 月 25 日	第 2 回魚津市子ども・子育て会議 【内容】 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画（素案） ・魚津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
令和 2 年 2 月 27 日	第 3 回魚津市少子化対策推進庁内会議 【内容】 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画へのパブリックコメント回答
令和 2 年 3 月 24 日	第 3 回魚津市子ども・子育て会議 【内容】 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画へのパブリックコメント回答 ・第 2 期魚津市子ども・子育て支援事業計画（案）

2 委員名簿

(1) 魚津市子ども・子育て会議

区分	所 属	関係団体名	役 職	委員名
委員長	学識経験者	富山県立大学	名誉教授	奥田 實
〃	学識経験者	魚津市社会福祉協議会	事務局長	中村 重明
〃	民生委員児童委員	魚津市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	富居 明子(～平成31年3月) 水口 秀人(平成31年4月～)
〃	保育所関係	魚津市保育研究会	会長(経田保園長)	河崎 真理子
〃	保育所関係	魚津市民間保育連盟	代表(天神保育園長)	関口 孝子
〃	幼稚園関係	魚津市幼稚園教育研究会	代表(大町幼稚園長)	新夕 佳子
〃	小学校関係	魚津市小学校長会	副会長(清流小学校長) 代表(道下小校長)	水橋 涉(～平成31年3月) 松原 仁美(平成31年4月～)
〃	中学校関係	魚津市中学校長会	会長(西部中校長)	宝田 幸嗣
〃	P T A	魚津市P T A連合会	会長補佐 会長	田中 茂(～平成31年3月) 橋本 斎(平成31年4月～)
〃	魚津女性の会	うおづ女性の会連絡会	監事	石倉 啓子
〃	保健医療関係	新川厚生センター魚津支所	支所長	沼田 佳奈子
〃	保健関係	魚津市母子保健推進員連絡協議会	副会長 会長	大嶋 昭子(～平成31年3月) 藤田 ちあき(平成31年4月～)
〃	公民館関係	魚津市公民館連合会	代表(経田公民館長)	野村 博
〃	自治会関係	魚津市自治振興会連合会	代表(村木地区振興協議会長) 代表	谷林 正昭(～平成31年3月) 柴垣 尚一(平成31年4月～)
〃	商工会議所	魚津商工会議所	代表(事務局長) 代表(中小企業相談所長)	大崎 敏治(～平成31年3月) 宮坂 康典(平成31年4月～)
〃	労働関係	連合富山新川地域協議会	幹事 事務局次長	西尾 秀樹(～平成31年3月) 高畠 克明(平成31年4月～)
〃	公募委員	公募		高木 寛子(～平成31年3月) 稗苗 淳子(平成31年4月～)
〃	公募委員	公募		荒木 沙矢佳(～平成31年3月) 慶野 香里(平成31年4月～)

区分	所属・役職	委員名
事務局	民生部長	矢田 厚子
〃	教育委員会教育次長	南塚 智樹
〃	こども課長	窪田 昌之
〃	健康センター所長	森山 明
〃	学校教育課長	上坂 一弘
〃	健康センター 母子保健係長	上田 洋美
〃	学校教育課 学校教育係長	近堂 暢昭
〃	こども課 子育て支援係長	米島 智晴
〃	こども課 保育係長	堀内 京子

(2) 魚津市少子化対策推進庁内会議

区分	役職	氏名
座長	副市長	四十万 隆一
会員	企画総務部長	川岸 勇一
〃	民生部長	矢田 厚子
〃	産業建設部長	武田 寛
〃	民生部次長（兼 社会福祉課長）	吉崎 敏
〃	教育委員会次長（兼 教育委員会教育総務課長）	富居 幹生（～平成31年3月） 南塚 智樹（平成31年4月～）
〃	産業建設部次長（連携担当）	宮野 司憲（平成31年4月～）
〃	企画政策課長	赤坂 光俊
〃	地域協働課長	山本 浩司
〃	総務課長	広田 雅樹（～平成31年3月）
〃		宮崎 悟（平成31年4月～）
〃	財政課長	池村 知明（～平成31年3月）
〃		村田 英久（平成31年4月～）
〃	社会福祉課長	宮崎 悟（～平成31年3月）
〃	健康センター所長	森山 明
〃	商工観光課長	江田 直樹
〃	教育委員会教育総務課長	－（教育次長兼務）
〃	教育委員会学校教育課長	上坂 一弘
〃	教育委員会生涯学習・スポーツ課長	政二 弘明
〃	こども課長	宮野 司憲（～平成31年3月）
〃		窪田 昌之（平成31年4月～）

3 会議設置要綱

(1) 魚津市子ども・子育て会議設置要綱

(目的)

第1条 魚津市の少子化対策及び子ども・子育て支援に関する調査及び検討を行い関連する諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、魚津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に関すること。
- (2) 魚津市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 魚津市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、少子化対策及び子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育、雇用又は労働に関して次世代育成支援対策に係る者
- (3) 子ども・子育て支援に従事する者
- (4) 市内に住所を有する子どもの保護者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、全委員の任期が満了した後の最初の会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関に資料の提出その他必要な協力を求め、委員以外の者に対して必要な協力を依頼することができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 (平成25年10月3日魚津市告示第101号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

(2) 魚津市少子化対策推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 魚津市における、総合的な少子化対策及び子育て支援に関する施策を推進するための調査、検討に関し協議するため、魚津市少子化対策推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次の事項について協議する。

- (1) 少子化社会対策、子育て支援の調査研究及び施策の推進に関すること。
- (2) 多様な保育需要に対応した保育サービスのあり方に関すること。
- (3) 保育園・幼稚園の適正な配置と保育体制のあり方に関すること。
- (4) 公立保育園及び幼稚園のより効果的な運営に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、座長、会員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 座長 副市長
- (2) 会員 別表に掲げる職にある者

2 座長は、庁内協議会を代表し会務を総理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、必要に応じ座長が召集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ会員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 座長は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議に関し必要な事項は、座長が庁内会議に諮って定める。

附 則 (平成15年5月12日社第249号市長決裁)

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日社第1793号市長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

魚津市少子化対策推進庁内会議会員名簿

区 分	役 職
会 員	企画総務部長
”	民生部長
”	産業建設部長
”	教育委員会次長
”	企画政策課長
”	地域協働課長
”	総務課長
”	財政課長
”	社会福祉課長
”	健康センター所長
”	商工観光課長
”	教育委員会教育総務課長
”	教育委員会学校教育課長
”	教育委員会生涯学習・スポーツ課長
”	こども課長

4 用語解説

【あ行】

用 語	内 容
育児休業	子どもを育てる従業員が法律上取得できる休業であり、子が1歳（一定要件を満たす場合は、最長で2歳）に達するまで、申し出をすることにより取得が可能。
イクボス	子育てに積極的に関わる男性を「イクメン」と呼ぶのにならない、その「イクメン」を職場で支援するために、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーのこと。
1号・2号・3号認定	<p>【1号認定】 対象者：満3歳以上で就学前の保育の必要性がない子ども。 利用できる施設：幼稚園・認定こども園</p> <p>【2号認定】 対象者：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。 利用できる施設：保育所（園）・認定こども園</p> <p>【3号認定】 対象者：満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども。 利用できる施設：保育所（園）・認定こども園・地域型保育</p>
魚津市子どもの権利条例	子どもの権利を尊重するとともに、子どもの権利を保障することを推し進め、子どもの最善の利益を確保することを目的として定められた市の施策。本市は、平成18年4月1日から施行している。

【か行】

用語	内容
企業主導型保育	企業が従業員の子どもを預かるために、保育所（園）を設置して運営を行うこと。遅い時間までの延長保育や夜間保育、日祝の休日保育、1日4～5時間や週2～3回等の短時間保育など、従業員の働き方に応じて柔軟に対応できるのが特徴である。
子ども・子育て関連3法	わが国で課題となっている、「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」等に対応するため、平成24年8月に成立した法律。「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法である。
子どもの貧困率	国民の所得の中央値の半分未満を相対的貧困と言い、その相対的貧困にある者の子どもや相対的貧困にある18歳未満の人の割合を指す。（厚生労働省公表の国民生活基礎調査の一環として実施）

【さ行】

用語	内容
児童館・児童センター	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。 本市には、「かもめ」、「つばめ」、「ひばり」、「すずめ」の4か所の児童センターが設置されている。
児童虐待	児童の周囲の人間（保護者、学校教師、施設職員等）が、児童に対して、繰り返しあるいは習慣的に暴力を振るったり、冷酷・冷淡な接し方をしたり、または育児放棄（ネグレクト）をすること。
障がい児団体	障がい者の生活権利、学ぶ権利、政治参加の権利を守り、生活に必要な情報提供、研修会や相談会の開催、会員の親睦の推進を行うとともに、障がい者や家族からの要望を取りまとめ、行政等への要望や提案活動等を行っている団体。

【た行】

用語	内容
短時間勤務	1日の労働時間を短縮して勤務すること。育児・介護休業法の改正により、平成21年から短時間勤務制度の導入が各事業主に義務付けられている。
地域型保育事業	家庭保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設（第7条）として位置づけられている認可保育所（園）とは法令上の位置づけが異なり、さまざまな場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。
テレワーク	<p>情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のことを指し、働く場所によって3つのタイプに分かれている。</p> <p>【モバイルワーク】 営業職等の人が、営業等の合間にオフィス以外の場所でICTを活用して仕事を行うこと。</p> <p>【サテライトオフィス勤務】 オフィスで行う仕事を、自席以外のサテライトオフィスやレンタルオフィス等の場所で行うこと。</p> <p>【在宅勤務】 育児や介護、または障がい等により、通勤が困難な者が自宅において会社とパソコン、インターネット、電話、ファックスで連絡を取りながら仕事をする働き方。</p>

【な行】

用 語	内 容
認定こども園	<p>教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持っている施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう4つのタイプがある。</p> <p>【幼保連携型】 幼稚園的機能と保育所（園）的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>【幼稚園型】 認可幼稚園が、保育が必要な子どものために保育所（園）的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>【保育所（園）型】 認可保育所（園）が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>【地方裁量型】 幼稚園・保育所（園）いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として、必要な機能を果たすタイプ。</p>

【は行】

用語	内容
保育所（園）	<p>児童福祉法第7条に規定される児童福祉施設である。保護者からの申込により、労働や疾病等のため家庭での保育が困難な0～5歳児の乳児や幼児の保育を行う施設で、2つのタイプがある。</p> <p>【認可保育所（園）】 国が定めた認可基準（施設の広さ、保育士等の職員数等）をクリアし、都道府県または政令指定都市または中核市に認可された保育施設。</p> <p>【認可外保育所（園）】 認可保育所（園）に比べて緩やかな基準が設けられている保育施設。施設の広さ、保育士等の職員数など、国の基準を満たしていない無認可の保育所（園）。認可外保育施設や無認可施設と呼ばれることもある。</p>
放課後児童支援員	<p>放課後学童保育に来る小学生を育成支援する人。「学童保育指導員」とも呼ばれる。</p>
母子健康包括支援センター	<p>子育て世代包括支援センターと同義語で、母子保健法における名称。妊娠期から出産・子育て期に渡り出てくるさまざまなニーズに対し、相談や支援など、総合的に対応するワンストップ拠点。</p>
母子保健推進員	<p>母親と保健センターの架け橋として子育てを応援するボランティア。育児の情報提供やお声かけ等で子育てを応援している。</p>

【ま行】

用語	内容
見込み量	<p>教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等にどれくらいの需要があるのかを、現在の利用状況を把握するとともに保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計したもの。</p>
民間児童福祉施設運営法人	<p>児童福祉法等の法令に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設を民間で運営している法人。</p>

【や行】

用 語	内 容
幼稚園	<p>学校教育法に基づく「学校」に該当する。満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。全国どこでも共通の教育課程に基づく教育が受けられる。</p>

【わ行】

用 語	内 容
ワークシェアリング	<p>これまで1人が担っていた仕事を複数人で行うことにより、一人ひとりの業務にかかる負担を軽減し、効率的かつ生産性の高い業務運営を目指し、1人あたりの労働時間を短くすることも目的とする働き方。</p>
ワーク・ライフ・バランス	<p>「仕事と生活の調和」と訳され、働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動等といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。</p>

第2期 魚津市子ども・子育て支援事業計画

発行：魚津市

編集：魚津市 民生部・教育委員会 こども課

住所：富山県魚津市釈迦堂一丁目 10-1

TEL：0765-23-1079

FAX：0765-23-1061

発行年月：令和2年3月
